

VI 參 考 資 料

1 青森県知事選挙主要事務日程表

月	日	曜 日	選 挙 期 日 前 後	告 示 日 前 後	県 委 員 会							市町村委員会		
					事務 内 容		担 当 区 分							
							選 挙 G	行 総 政 務 G	G	財 政 G	理 財 G	税 政 G		
1	21	金	前 135	前 118	1 委員会開催(15時、選管委員室) 選挙期日及び告示日の決定(法33①、⑤)		○	○						
4	1	金	前 65	前 48	不在者投票のできる施設の照会		○							
4	6	水	前 60	前 43	1 市町村委員会に対する照会 (1) 線上投票の申出 (2) 個人演説会を開催することができる施設の指定 (3) ポスター掲示場の総数減少の協議 (4) 開票区の分設又は合併の申出 (5) 投票区数及びポスター掲示場数 (6) 投票所開閉時刻の変更 (7) 不在者投票の時間の変更 (8) 指定投票区の指定 2 諸会議打合せ事項作成 3 選挙啓発事業実施要領作成 4 投票用紙等の発注準備 5 候補者交付物品等発注 6 政治活動用交付物品等発注 7 選挙啓発資材作成準備		○							
4	12	火	前 54	前 37								○	県委員会に対する照会等回答期限	
4	15	金	前 51	前 34	1 委員会の開催 (13時30分、選管委員室) (1) 選挙長及び同職務代理者の選任(法75、令80) (2) 選挙人名簿の被登録資格の決定基準日、登録日及び縦覧期間の決定(法22②、23①) (3) 選挙会の場所及び日時の決定(法77) (4) 選挙長の事務を行う場所の決定 (5) ポスター掲示場の掲示面の区画数の決定(県規程94①) (6) ポスター掲示場数の減少の協議(法144の2②) (7) 各候補者の政見放送日時の決定のくじの執行場所及び日時の決定(放送規程14①) (8) 期日前投票等記載場所に掲示する候補者の氏名等の順序の決定のくじの執行場所及び日時の決定(法175⑥) (9) 普通投票用紙の様式等の決定 (10) 点字投票用紙の様式等の決定		○	○						

月	日	曜 日	選 挙 期 日 前 後	告 示 日 前 後	県 委 員 会						市町村委員会	
					担 当 区 分							
					選 挙 G	行 総 政 務 G	財 政 G	理 財 G	税 政 G	策 地 G 域 政		
4	15	金	前 51	前 34	2 告示事項 選挙人名簿の選挙時登録の要領、縦覧期間(令14②) 3 投票用紙等の発注 4 立候補届出受付体制の作成 5 市町村委員会、指定病院等に対する委員会決定事項等の通知 6 投・開票速報受信要領作成	○	○					
4	18	月	前 48	前 31	選挙公報印刷発注	○	○					
4	20	水	前 46	前 29	放送局との政見放送に関する打合せ会議	○						
4	26	火	前 40	前 23	1 政党・政治団体に対する政治活動に関する説明会(11時、アラスカ4階ダイヤモンド) 2 立候補予定者に対する説明会(13時30分、アラスカ4階ダイヤモンド)	○						
4	27	水	前 39	前 22	市町村選管委員長及び事務担当者打合せ会議(13時30分、アスパム4階十和田)	○	○					(委員会開催日は例示) 1 委員会の開催 (1) 選挙人名簿縦覧場所の決定(法23①) (2) 投票管理者及び期日前投票管理者並びに同職務代理者の選任(法37②、法48の2読替法37②、令24①) (3) 投票立会人及び期日前投票立会人の選任(法38①、法48の2読替法38①) (4) 投票所及び期日前投票所の指定(法39、法48の2準用法39) (5) 不在者投票を管理する場所の決定 (6) 不在者投票用紙の郵便発送の期日の決定(令53①) (7) 開票管理者及び同職務代理者の選任(法61②、令67①) (8) 開票立会人を決定するくじの執行場所及び日時の決定(法62②) (9) 開票の場所及び日時の指定(法63) (10) ポスター掲示場の設置場所の決定(法144の3③) (11) 期日前投票及び不在者投票の代理投票補助者の指定

月	日	曜 日	選 挙 期 日 前 後	告 示 日 前 後	県 委 員 会						市町村委員会		
					事務 内 容		担 当 区 分						
							選 挙 G	行 総 政 務 G ・	財 政 G	理 財 G	税 政 G	策 地 G 域 政	
4	27	水	前 39	前 22									(12) 投・開票所事務従事者の任命 (13) 投票所入場券の交付決定 (14) 6月定時登録の変更日の決定(法22①、令12Ⅰ) 2 不在者投票事務処理簿等の作成
4	29	金	前 37	前 20									登録の移替え延期期間の開始(令17)
5	6	金	前 30	前 13	報道機関との投開票速報に関する打ち合せ会議(11時、西棟7階C会議室)	○	○						
5	13	金	前 23	前 6	期日前・不在者投票用紙等の搬送	○	○	○	○	○	○		期日前・不在者投票用紙等の受領
5	16	月	前 20	前 3	1 第1回オンライン速報リハーサル 2 候補者交付物品等の確認(13時30分、選管委員室)	○	○						第1回オンライン速報リハーサル 選挙人名簿縦覧場所告示期限(法23②)
5	17	火	前 19	前 2	1 立候補届出書類等事前審査期限 2 立候補受付職員の局内打合せ	○							不在者投票用紙等の郵便発送開始(令53①) (市町村委員会の決定による)
5	18	水	前 18	前 1	1 選挙人名簿登録者数の市町村委員会からのFAX報告受信、集計及び発表 2 選挙運動費用支出制限額の決定 3 立候補届出受付リハーサル(15時、西棟7階B会議室)	○							1 選挙人名簿登録基準日 2 選挙人名簿登録日 3 選挙人名簿登録者数の県委員会へのFAX報告(10時まで) 4 ポスター掲示場設置完了 5 地方自治法第74条第5項の告示
5	19	木	前 17	前 0	◎ 選挙期日の告示日 1 告示すべき事項 (1) 選挙期日(法33⑤) (2) 選挙長及び同職務代理者の住所、氏名(令81) (3) 選挙会の場所及び日時(法78) (4) ポスター掲示場の掲示面の区画数 (5) 選挙運動費用支出制限額(法196) (6) 普通投票用紙の様式等 (7) 点字投票用紙の様式等	○							◎選挙期日の告示日 1 告示すべき事項 (1) 投票管理者及び期日前投票管理者並びに同職務代理者の住所、氏名(令25、令49の7讀替令25) (2) 開票管理者及び同職務代理者の住所、氏名(令68) (3) 不在者投票を管理する場所 (4) 投票所及び期日前投票所(法41①、法48の2③準用法41①) (5) 投票所開閉時刻の変更(法40②) (6) 開票の場所及び日時(法64)

月	日	曜 日	選 挙 期 日 前 後	告 示 日 前 後	県 委 員 会						市町村委員会			
					事務 内 容		担 当 区 分							
							選 挙 G	行 総 政 務 G	財 政 G	理 財 G	税 政 G			
5	19	木	前 17	前 0	(8) 期日前投票等記載場所等の氏名等の掲示の順序決定のくじの執行場所及び日時 (9) 政見放送の日時を定めるくじの執行場所及び日時(放送規程14) (10) 選挙長の事務取扱場所 (11) 選挙立会人を決定するくじの執行場所及び日時(法76準用法62⑥) (12) 地方自治法第74条第5項等の告示 2 様理すべき事項	○							(7) 開票立会人を決定するくじの執行場所及び日時(法62⑥) (8) ポスター掲示場設置場所(法144の2④、規程91②)	2 様理すべき事項 (1) 選挙人名簿の縦覧、異議の申出期限 (2) 開票立会人届出受理(法62①) (3) 公営施設使用の個人演説会開催申出書受付開始(法163) (4) 選挙事務所設置・異動届受付開始(法130②) (5) ポスター掲示場の設置場所の告示の写し等の候補者への交付 (6) 投票所入場券交付開始(令31①)

月	日	曜 日	選 挙 期 日 前 後	告 示 日 前 後	県 委 員 会						市町村委員会	
					事務 内 容							
					選 挙 G	行 政 務 G	財 政 G	理 財 G	税 政 G	策 地 域 政		
5	19	木	前 17	前 0	(11) 期日前投票記載所等の氏名等の掲示の順序決定のくじの執行(法175②、⑥)(17時10分、選管事務局) (12) 市町村委員会、市町村長に対する通知(令92⑨) (13) 総務省に対する立候補届出報告(選挙事務報告例)							
5	20	金	前 16	後 1	1 告示すべき事項 候補者の届出(法86の4⑪) 2 選挙公報掲載文申請期限(法168①) 3 選挙公報掲載文の掲載順序決定のくじ執行(法169⑤17時10分、選管事務局) 4 候補者の被選挙権の有無の照会 5 市町村、指定病院等に対する候補者の氏名、住所等の通知	○						1 期日前投票及び不在者投票開始(法48の2①、法49、令53) 2 期日前投票及び不在者投票記載場所内の氏名等の掲示開始(法175②)
5	21	土	前 15	後 2								告示日申出の公営施設使用の個人演説会開始(法163)
5	22	日	前 14	後 3								選挙人名簿の異議申出に対する決定期限(法24②)
5	25	水	前 11	後 6	選挙公報の搬送車出発式(8時30分、県庁正面玄関)	○	○	○	○	○		選挙公報の受領
5	26	木	前 10	後 7	記号式投票用紙の搬送 第2回投・開票速報リハーサル	○	○	○	○	○		記号式投票用紙の受領 第2回投・開票速報リハーサル
5	31	火	前 5	後 12								投票所告示期限(法41①)
6	1	水	前 4	後 13								郵便による不在者投票請求期限(令59の4①)
6	2	木	前 3	後 14	1 補充立候補届出期限(法86の4⑥) 2 選挙立会人届出期限(法76準用法62①) 3 選挙立会人決定のくじの執行及び通知(法76準用法62②、④)(17時10分、県選管事務局) 4 選挙立会人の補充選任及び通知(選挙長通知)(法76準用法62⑧) 5 第3回投・開票速報リハーサル	○						1 投票立会人選任及び通知期限(法38①) 2 投票立会人の住所、氏名等の投票管理者への通知(令27) 3 開票立会人決定のくじの執行((法62②、④) 4 開票立会人の住所、氏名等の通知(令70の2) 5 第3回投・開票速報リハーサル
6	3	金	前 2	後 15	1 投開票速報受信要領に関する局内打合せ 2 投・開票速報受信場所の整備	○	○					1 各世帯への選挙公報配布期限(法170①) 2 開票立会人の補充選任及び通知(法62⑧) 3 投票管理者及び事務従事者打合せ会議

月	日	曜 日	選 挙 期 日 前 後	告 示 日 前 後	県 委 員 会						市町村委員会		
					事務 内 容		担 当 区 分						
							選 挙 G	行 総 政 務 G	財 政 G	理 財 G	税 政 G		
6	4	土	前 1	後 16	選挙当日の有権者見込数の市町村委員会からのオンライン報告受信	○						1 期日前投票及び不在者投票最終日(法48の2、法49①) 2 選挙当日の有権者見込数のオンライン報告(10時まで) 3 投票所、開票所の設置準備完了 4 投票所入場券交付期限(令31①) 5 点字による候補者名簿の投票所への備え付け完了 6 不在者投票及び不在者投票事務処理簿の整理(令61)	
6	5	日	0	後 17	◎ 投・開票日 1 推定中間投票率のオンライン報告受信 2 投票・開票結果のオンライン速報受信、公表 3 総務省に対する投開票結果報告(選挙事務報告例)	○	○					◎投・開票日 1 推定中間投票率のオンライン報告 2 投票・開票結果のオンライン速報	
6	6	月	後 1	後 18	1 投票・開票関係書類検収(8時30分から、選管委員室)	○						1 投・開票関係書類提出 2 ポスター掲示場撤去開始	
6	7	火	後 2	後 19	◎ 選挙会(11時、ラ・プラス青い森3階プリムラ) 1 当選人の報告、告知及び告示(法101の3①、②) 2 当選証書付与(法105①) 3 当選証書付与式(13時、ラ・プラス青い森2階カメリア) 4 当選等に関する報告(法108①、選挙事務報告例)	○	○						
6	20	月	後 15	後 32	1 選挙の効力に関する異議申出期限(法202①、法270の3) 2 選挙運動に関する収支報告書提出期限(法189①)	○							
6	21	火	後 16	後 33	当選の効力に関する訴訟提起期限(法206①)								
6	22	水	後 17	後 34	供託物の返還開始(令93②)	○							
					選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表(法192①、規則24)	○							

(注) この日程表の記載事項は、その主要なものを掲載しているが、その他必要な事項は、その都度行う。

2 青森県知事選挙における立候補届出受付体制

1 立候補届出の受付

- (1) 日時：平成23年5月19日（木）午前8時30分から
- (2) 場所：青森県庁西棟7階B会議室

2 受付方法の概要

- (1) 午前8時30分前に到着した立候補届出者については、くじにより受付順序を決定し、午前8時30分以降に到着した立候補届出者については、午前8時30分前に到着した立候補届出者の受付後、到着順序により受付を行うこととする。
- (2) 選挙長による届出受理後、届出番号により、立候補届出者に交付物品等を交付する。

3 役割分担

- | | |
|------------------|--------------------|
| (1) 時刻確認係 | 1人（栗田主事） |
| (2) 誘導係 | 1人（木村主査） |
| (3) くじ執行係 | 1人（川崎主幹） |
| (4) くじ補助係 | 2人（戸嶋主査、東主事） |
| (5) 審査係 | 1人（奈良岡総括主幹） |
| (6) 物品交付係 | 3人（福士主事、立花主事、山下主事） |
| (7) ビラ証紙交付係 | 物品交付係と兼任 |
| (8) 確認団体受付係 | 1人（高橋主査） |
| (9) 選挙公営・選挙公報受付係 | 1人（田中主査） |

4 くじを行う場合の立候補届出者の受付

（午前8時30分前に到着した立候補届出者が2人以上の場合）

(1) 午前8時30分前に到着した立候補届出者について

ア (時刻確認係)

到着時刻を時計で確認し、別紙1の到着時刻欄に記入する。

イ (時刻確認係)

立候補届出者に立候補者氏名及び届出書持参者氏名を記入してもらい、

(誘導係)

届出書類を審査係に確認させ、決裁板に挟んで手渡し、届出者席へ案内する。

※ 審査が必要な書類（決裁板に挟む書類）は、候補者届出書とその添付書類（注1）のみであり、それ以外の届出書類（注2）については、選挙長までの呈覧はせずに、審査係がそのまま受領し、保管する。

(注1) 添付書類：供託証明書、宣誓書、所属党派証明書（該当者のみ）、戸籍の謄本又は抄本、通称認定申請書（該当者のみ）及び住民票の抄本

(注2) それ以外の届出書類：選挙立会人の届出書、選挙事務所設置届出書、出納責任者選任届、（報酬を支給する者の）届出書等

ウ (誘導係)

受付を午前8時30分から開始する旨及び午前8時30分前に到着した立候補届出

者が複数の場合は、届出順序を決めるくじを午前8時30分から実施する旨を説明する。

(2) 午前8時30分以降に到着した立候補届出者について

ア (時刻確認係)

到着時刻を時計で確認し、別紙2の到着時刻欄に記入する。

イ (時刻確認係)

立候補届出者に立候補者氏名及び届出書持参者氏名を記入してもらう。

ウ (時刻確認係)

届出順序を決めるくじの執行中の場合は、くじに時間を要することから、受付は、くじ及び午前8時30分前に到着した立候補届出者の受付を終えた後に実施される旨を伝え、届出書類を審査係に確認させ、決裁板に挟んで手渡し、届出者席で待機してもらう。

(誘導係)

くじ及び午前8時30分前に到着した立候補届出者の受付が終わっている場合は、届出書類を決裁板に挟んで手渡し、そのまま審査係へ誘導する。

(3) 午前8時30分前に到着した立候補届出者の届出順序を決めるくじの執行

ア (くじ執行係)

事前説明（8時25分頃、届出者席で）

それでは、立候補届出の方法についてご説明します。

8時30分になりましたら、8時30分までにおいてになった方の立候補届出の受付順序を決めるくじを行います。

くじは1回のみ行います。到着時刻順にくじを引いていただき、このくじの結果が立候補届出の順番になります。

なお、くじを引かれた後は、そのくじを係員に渡してください。係員が結果を読み上げた後にお返ししますので、くじを持ったまま係員の誘導に従って、届出書類を提出してください。

届出書類は、内容を審査の上、選挙長が受理いたします。選挙長の受理によって正式に立候補の届出がなされることになります。

届出書類を選挙長に提出しましたら、くじを持ったまま、交付物品の交付場所へ進み、くじを係員に渡し、交付物品を受け取ってください。交付物品の中身は必ず確認し、受領書を係員に提出してください。

以上申し上げましたとおり立候補届出の受付を行いますので、よろしくお願ひします。」

イ くじ執行のための記録用紙及びくじの用意（8時30分）

(ア) (時刻確認係)

別紙1をくじ執行係に渡す。

(時刻確認係)

8時30分以降に到着した者がある場合は、時刻を別紙2に記録する。

(イ) (くじ補助係)

くじ該当者の数分のくじを準備し、くじ執行係に確認させる。

ウ くじの執行

(誘導係)

立候補届出者のうち、くじを引く者をくじ執行場所に誘導する。

(くじ執行係)

「ただ今から、平成23年6月5日執行の青森県知事選挙の立候補届出の受付順序を決めるくじを行います。
それでは、到着時刻順にくじを引いていただきます。」

(別紙1の順序に従い、くじを執行する。)

(くじ執行係)

「○○さん（候補者の氏名）、くじを引いてください。」

(くじ補助係1)

立候補届出者にくじを差し出す。

(くじ補助係2)

立候補届出者の引いたくじを受け取り、全員に見せるようにしながら、「○○さん何番」と2回読み上げ、くじ執行係が別紙1に記載したのを確認した後に、引いたくじを届出者に返す。

(くじ執行係)

くじの順序の結果を別紙1にそれぞれ記載する。

(くじ執行係)

次に○○さん（候補者の氏名）、くじを引いてください。

(以下同じ。)

(4) 受付

(くじ執行係)

それでは、ただ今のくじによる順序に従って、受付をいたします。

(各届出者へ、くじ棒を持たせる)

(誘導係)

審査係に誘導する。

(5) 届出書類の審査

(審査係)

受付の順序に従って、届出書類の審査を行い、届出書に届出受理番号及び時刻を記入する。

(6) 交付物品等の交付（物品交付係）

選挙長の届出受理後、本くじと引き換えに、立候補届出者に交付物品等を交付し、中身を確認させ、受領書を提出させる。

次に、法定費用額、当選証書付与式案内の通知、政見放送及び経歴放送の日時決定のくじに関する事務連絡、（該当者にのみ）通称使用認定書を交付する。

具体的には以下のとおり。

くじの確認をします。

立候補届出者からくじを預かり、くじの番号と同じ番号の交付物品袋であることを確認した上で立候補届出者に交付物品を渡す。

交付物品一覧表と中に入っている内容物が一致しているか確認してください。

立候補届出者が内容物を確認する。

間違いがなければ受領書に受領者の記名、押印をお願いします。

法定費用額、当選証書付与式案内の通知、政見放送及び経歴放送の日時決定のくじに関する事務連絡を渡し、（該当者にのみ）通称使用認定書を交付する。

(7) ビラ証紙の交付

(物品交付係)

ビラ証紙の交付を希望する候補者に対しては、ビラ証紙を交付する。

ビラ証紙の交付を受ける場合は、使用するビラを届け出たうえ、お渡ししたビラ証紙交付票に、表面、裏面とも記載のうえ提出してください。

ビラ証紙交付票の表面には、候補者の氏名を記載、押印、裏面には証紙交付年月日、証紙交付枚数を記入させ、取扱者印（物品交付係）を押し、候補者の届出番号と同じ番号のビラ証紙を交付し、枚数を確認させる。

申請した枚数と数が一致しているか確認してください。

(8) 選挙公営及び選挙公報の受付

(選挙公営・選挙公報受付係)

選挙公営及び選挙公報の受付を行う。

(9) 確認団体の受付

(確認団体受付係)

午前8時30分前後に到着した全ての立候補届出者の受付後、確認団体の受付及び確認団体に係る物品等の交付を行う。

(10) 立候補届出状況を報告

(くじ執行係)

事務局に立候補届出状況を報告する。

5 くじを行わない場合の受付

(午前8時30分前に到着した立候補届出者が1名以下の場合)

(1) 事前説明

(午前8時30分前に到着した立候補届出者が1名の場合)

(くじ執行係)

それでは、立候補届出の方法についてご説明します。

届出書類は、内容を審査の上、選挙長が受理いたしますので、8時30分になりましたら、届出書類を提出してください。選挙長の受理によって正式に立候補の届出がなされたことになります。

届出書類を選挙長に提出したら、交付物品の交付場所へ進み、係員から交付物品を受け取ってください。

なお、交付物品の中身は必ず確認し、受領書を係員に提出してください。

以上申し上げましたとおり立候補届出の受付を行いますので、よろしくお願ひします。

(2) 午前8時30分以降に到着した立候補届出者の到着時刻の確認等

(時刻確認係)

別紙2に到着時間を記入し、候補者氏名及び届出書持参者氏名を記載してもらい、

(誘導係)

審査が必要な届出書類（注1）（P1）を決裁板に挟んで手渡し、審査係へ誘導する。

それ以外の届出書類（注2）（P1）については、選挙長までの呈覧はせずに、審査係へ引き継ぎ、審査係が保管する。

(3) 届出書類の審査

(審査係)

受付の順序に従って、届出書類の審査を行い、届出書に届出受理番号及び時刻を記入する。

(4) 交付物品等の交付

(物品交付係)

選挙長の届出受理後、本くじと引き換えに、立候補届出者に交付物品等を交付し、中身を確認させ、受領書を提出させる)。

次に、法定費用額及び当選証書付与式案内の通知、政見放送及び経歴放送の日時決定のくじに関する事務連絡、(該当者にのみ) 通称使用認定書を交付する。

(5) ビラ証紙の交付

(物品交付係)

ビラ証紙の交付を希望する候補者に対しては、ビラ証紙を交付する。

(6) 立候補届出状況の報告

(くじ執行係)

事務局に立候補届出状況を報告する。

(7) 選挙公営・選挙公報の受付

(選挙公営・選挙公報受付係)

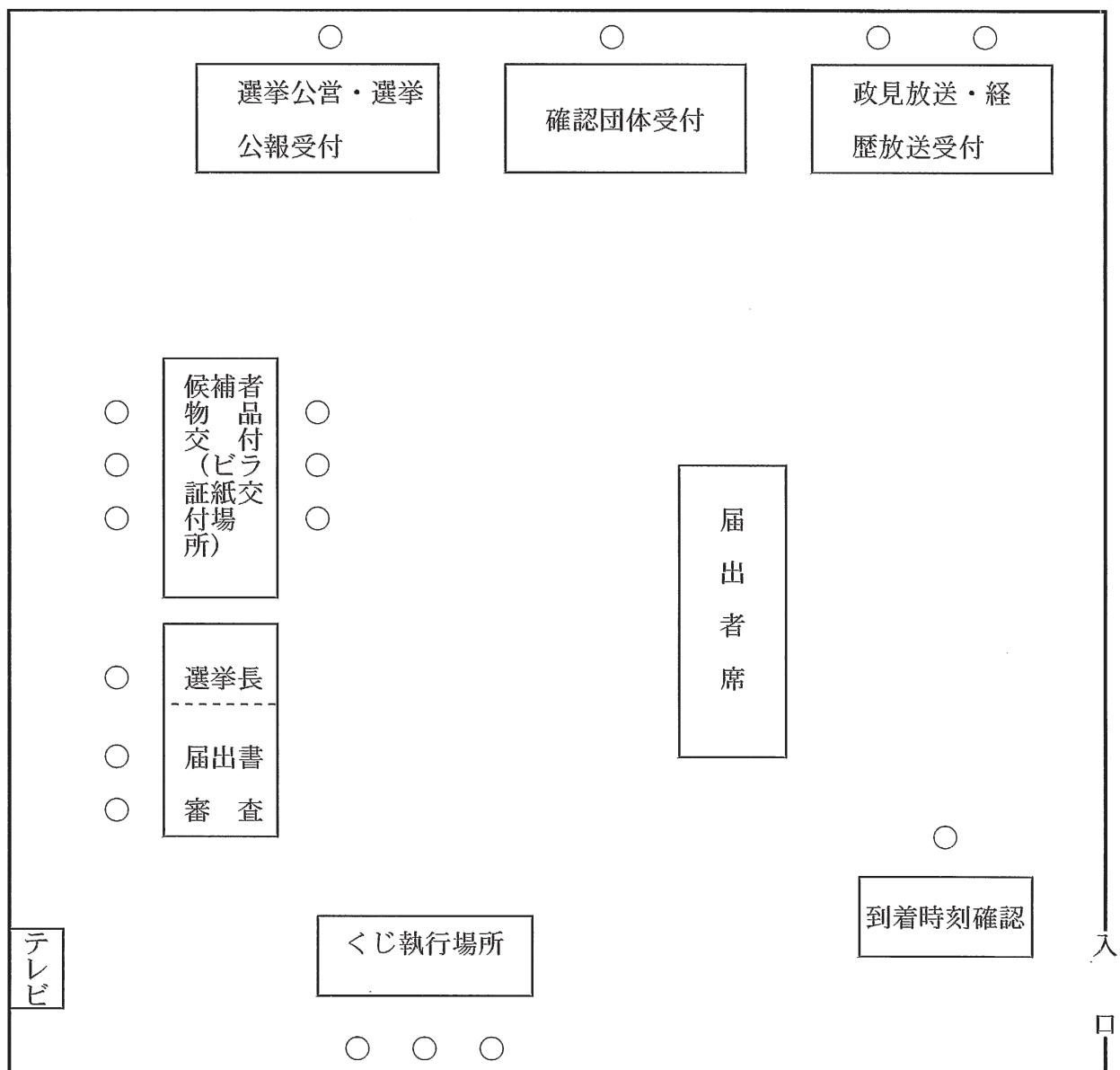
選挙公営及び選挙公報の受付を行う。

(8) 確認団体の受付

(確認団体受付係)

立候補届出者の受付後、確認団体の受付及び確認団体に係る物品等の交付を行う。

青森県知事選挙立候補届出受付体制配置図 (西棟 7 階 B 会議室)



※1 会場の大きさ、形状等に合わせて、上記の設営を5月18日午後3時までに行ってください。

- 1 設営完了後午後3時から立候補受付のリハーサルを行います。
- 2 届出書類を挟む決裁板を候補者数分準備することが必要です。
- 3 候補者交付物品の交付場所には、候補者数分のボールペン及び朱肉が必要です。
- 4 選挙長及び事務局長用の朱肉及び審査係用のボールペンが必要です。

3 青森県知事選挙投開票速報受信要領

I 投・開票速報事務分担等

- | | |
|-----------|--|
| 1 事務分担 | 別紙1「投・開票速報体制」のとおり |
| 2 事務取扱場所 | 県議会棟6階（別紙2「会場配置図」のとおり） |
| 3 速報本部配置 | 別紙3「本部配置図」のとおり |
| 4 報道記者室配置 | 別紙4「報道記者室配置図」のとおり |
| 5 指定番号 | 別紙5「青森県知事選挙投開票速報代行入力用指定ファクシミリ及び指定電話番号一覧」のとおり |

II 投・開票速報事務

※ 選挙当日の有権者見込数登録【選挙グループ】

選挙当日の有権者見込数は、「投票状況の中間速報」において、「推定投票率」を算出するために使用するので、全市町村分のデータを、選挙前日に「本部サーバ」に登録しておくこと。

なお、登録については、全市町村からオンラインシステムを通じて送信されるデータを、「本部サーバ」が自動的に集計して行われる（市町村からの報告予定：6月4日（土）午前10時まで）。

1-1 投票状況の中間速報（全市町村）

(1) 審査係総括

投票状況の中間速報は、全市町村から、次の指定時刻までにオンラインシステムを通じて送信される。送信された中間速報データは、速報本部に設置した「本部サーバ」が自動的に受信し、集計を行う。

審査係総括は、受信した市町村をチェックシートを用いて記録し、**予備電話係**に対して、指定時刻までに送信していない市町村に電話で連絡するよう指示すること。

審査係総括は、全市町村の審査が終了し、データが確定したら、その旨**全体調整係**に報告すること。

【指定時刻】

第1回目	10時00分現在を	10時20分までに
第2回目	11時00分現在を	11時20分までに
第3回目	14時00分現在を	14時20分までに
第4回目	16時00分現在を	16時20分までに
第5回目	18時00分現在を	18時20分までに
第6回目	19時00分現在を	19時20分までに

(2) 審査係

審査係（A・B・C・D・E）は、「推定中間投票率速報」の画面から隨時、受信データのチェックを行うこと。

なお、チェック作業は5名の**審査係**が以下のとおり分担して行う。

◎審査係の担当市町村の分担

審査係A：青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市

審査係B：十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市

審査係C：平内町、蓬田村、今別町、外ヶ浜町、鰺ヶ沢町、深浦町、西目屋村
藤崎町、大鰐町、田舎館村

審査係D：板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、
六ヶ所村、おいらせ町

審査係E：大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、
階上町、新郷村

審査係は、チェックの結果エラーのない市町村を隨時、審査係総括に報告すること。

なお、各審査係は、自己の担当分が終了した場合、審査係総括の指示で他の審査業務を支援することとする。

◎チェックポイント

他市町村に比べ著しく高い投票率で異常値のおそれがあるもの、男女一方だけの入力となっているもの、前回知事選における各回の投票数・率と大幅な変動がないか等（チェックリスト（別途配布予定）参照）を確認すること。

※ 選挙当日有権者数は、前日報告の「当日有権者見込数」をそのまま使用する。
(システム上、市町村側からは「当日有権者見込数」を修正できないようになっている。)

なお、各回の報告における「推定投票者数」が前回時報告のもの以下である場合及び各報告回において2回以上送信されたデータは、一旦「確認待」市町村一覧に自動的に登録され、画面右上の「要確認」欄に該当市町村数が表示される。

この場合、画面左上の「知事選 確認待」ボタンをクリックして画面を切り替えると確認待市町村が表示される。

異常値が認められる場合又は「確認待」市町村が発生した場合、審査係は、審査係総括に伝える。

審査係総括は、予備電話係に指示し、当該市町村に対して報告数値の確認を行うとともに、必要であれば再送信を指示すること。

また、確認の結果、修正・再送信が不要な場合は、審査係総括は当該市町村からの受信データを以下の方法により確認済として登録するよう審査係に指示すること。

◎確認済データの登録方法

ア 「確認待」市町村一覧から、確認済の市町村を選択し、画面右下の「詳細」ボタンをクリック。

イ 当該市町村の詳細画面で「登録」ボタンをクリック。

ウ イにより「確認待」市町村一覧から通常の市町村一覧に登録し直される。

◎再送信データの登録方法

ア 修正・再送信が必要であると判断された場合、確認待詳細画面下の「削除」ボタンにより、確認待データを削除する。(削除前は市町村から再送信できない)

イ 再送信されたデータを確認後、問題がなければ詳細画面下の「登録」ボタンをクリック。

ウ イにより「確認待」市町村一覧から通常の市町村一覧に登録し直される。

(3) 予備電話係

予備電話係は、審査係総括からの指示を受け、指定時刻までに送信していない市町村に対して送信の督促を行うこと。

予備電話係は、チェックの結果問題があり、審査係総括からの指示があった場合、直ちに予備電話で、当該市町村の中間投票率速報担当者に連絡の上、送信内容の確認又は再送信の指示を行うこと。

また、送信内容の確認、再送信の指示等を完了した旨を、審査係総括に伝えること。

(4) 全体調整係・報道担当

全体調整係は、随時審査係総括に確認して中間速報の進行状況を把握すること。各回の作業が完了した場合は、報道担当にその旨を報告すること。

各回の報道発表予定時刻までに進捗確認を行い、発表に遅れが発生することが確実である場合は、その対応を報道担当・速報総括と協議の上決定すること。また、決定された対応に基づき、各担当へ指示すること。

報道担当は、全体調整係からの作業完了報告を受けて、速報総括と協議の上、ホームページへの発表とそのプリントをシステム担当に指示すること。

(5) システム担当

システム担当は、報道担当からの指示を受けて、委託業者へ指示しホームページへ掲載すること。

ホームページ掲載前に、当該ページを1部プリントし、5部コピーして本部の次の各要員に配付すること。

本 部 5部 … 局長、次長（速報総括）、質疑担当（3名）に各1部

【報道発表予定時刻】

第1回目	10時00分現在を	10時40分までに
第2回目	11時00分現在を	11時40分までに
第3回目	14時00分現在を	14時40分までに
第4回目	16時00分現在を	16時40分までに
第5回目	18時00分現在を	18時40分までに
第6回目	19時00分現在を	19時40分までに

1-2 オンラインが使用できなくなった場合の対応

(1) 代行係

オンラインが使用できなくなった市町村からの報告は、各市町村選管へ送付した様式（オンラインの「入力画面」の様式）を使用し、「代行入力用指定ファクシミリ」(P20)に送信される。

代行係は、受信したファクシミリ報告を委託業者のシステムメンテに手渡し、「本部サーバ」への代行入力を指示すること。

なお、代行入力後は必ず、代行係がファクシミリの報告数値を読み上げ、システムメンテが、入力数値の確認を行った上で、「本部サーバ」への登録操作を行うこと。

代行係は、代行入力を要する全ての団体について入力完了後、その旨を審査係総括に報告すること。また、代行入力の結果、市町村からの報告数値に誤りを発見した場合は、代行係は、審査係総括に伝え、審査係総括は、予備電話係に指示し、当該市町村へ報告数値の確認を行うとともに、必要であれば市町村へ再送信を行うよう指示すること。

代行入力に係る登録作業が終わった後は、通常の手順に従い、**審査係**が入力された数値に異常値がないかチェックを行うこと。その結果異常値が認められる場合は、通常の手順に従った対応を行うこと。

【参考】

「青森県知事選挙『中間推定投票率』集計表」の推定投票率の算出方法は、次のとおりであり、市町村に対して、この算出方法を入力した「投票状況の中間報告用計算シート」を配付している。(6月2日)

- ア 全市町村が抽出した各投票所の「選挙当日の有権者数（前日の見込みと同じ）」及び「投票者数」をそれぞれ男、女ごとに集計し、それぞれの「投票率」を算出する。
(投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで求める。)
- イ 当該市町村の「選挙当日の有権者数」の男、女それぞれの計に、アで算出した男、女それぞれの投票率を乗じ、男、女の「推定投票者数」を求め（小数点以下は切り捨て）、それらを合計して「推定投票者数計」を算出する。
- ウ イで算出した当該市町村全体の推定投票者数を、当該市町村全体の選挙当日の有権者数（これは前日に報告された有権者の見込数と同じ）で除して、「推定投票率」を算出する。

1-3 報道発表後の訂正

投票状況の中間速報数値を県選管ホームページに掲載した後において、その訂正が必要になったときは、次によりその訂正を行う。ホームページへの掲載前にあっては、通常パターンでの誤りの処理（P2）に準じて処理すること。

(1) 予備電話係

予備電話係は、市町村から報告内容の変更連絡があった場合、速やかにその旨を**審査係総括**を通じて**全体調整係**に伝えること。

この際、電話は切らずに市町村担当者へは待つよう伝え、必要に応じて指示を伝えること。

(2) 全体調整係

全体調整係は、報告内容の訂正の取扱いについて、**報道担当**・**速報総括**と協議すること。協議の結果、訂正をホームページで発表する場合には、**全体調整係**は、**審査係総括**及び**予備電話係**を通じて当該市町村へ訂正報告の送信を指示するとともに、速やかに**報道担当**（代行入力が必要な場合は**代行係**も加える。）と連絡をとり、その連絡に係る作業の進捗状況を把握するとともに、適宜、その状況を速報総括に報告すること。

(3) 審査係総括・審査係

訂正報告を受けることが決まった場合、**審査係総括**は、**全体調整係**からの報告を受けて、訂正報告を受ける旨を審査係に伝え、**審査係**は、訂正報告の受信をチェックするとともに、誤りの有無を確認すること（誤りがあれば、直るまで繰り返し再処理すること）。

審査係総括は、訂正報告が完了したことを確認し、**全体調整係**へ報告すること。

(4) 全体調整係・報道担当

全体調整係は、**審査係総括**からの報告を確認し、訂正作業が終了したときは、**報道担当**にその旨を報告すること。

報道担当は、**システム担当**へ訂正文とホームページでの発表を指示すること。

(5) **システム担当**

システム担当は、**報道担当**からの指示を受けて、委託業者に対して訂正文の入力とホームページへの掲載を指示すること。

ホームページ掲載前に、当該ページを1部プリントし、5部コピーして本部の次の各要員に配付すること。また、ホームページ掲載後も、当該ページ（訂正後）を1部プリントし、5部コピーして同様に配付すること。（訂正前後の内容を情報共有するため。）

配付後のホームページ印刷原本は専用の袋に保管すること。

なお、報道各社への訂正発表もホームページ上で行うことから、原則として報道各社に対するコピー配付は行わない。

本 部 5部 … 局長、次長（速報総括）、質疑担当（3名）に各1部

2-1 投票状況の確定速報

投票状況の確定速報は、各市町村から、確定次第、オンラインシステムを通じて送信される。送信された投票確定データについては、速報本部に設置した「本部サーバ」が自動的に受信し、集計を行う。

また、集計された投票確定データは、「本部サーバ」からオンラインシステムを通じて、自動的に県選管ホームページに掲載される（中間速報の集計時は、全市町村のデータを確定した後に手動で掲載していたが、投票状況の確定速報は、自動かつリアルタイムで掲載される）。

(1) **審査係総括**

審査係総括は、受信した市町村をチェックシートを用いて記録し、各市町村の報告予定期刻と比較しつつ、**予備電話係**に対して、遅れの大きい市町村に電話で連絡するよう指示すること。

審査係総括は全市町村からの報告を受けた場合には、その旨を**全体調整係**に報告すること。

(2) **審査係総括・審査係**

審査係は、「確定投票者数速報」（マニュアルP29）の画面から隨時、受信データのチェックを行うこと。

「投票状況の確定速報」のチェック作業は5名の**審査係**がそれぞれの担当市町村について分担して行う（**審査係**の担当市町村の分担は2ページと同様とする）。**各審査係**は、自己の担当分が終了した場合、**審査係総括**の指示で他の審査業務を支援することとする。

受信データが以下の抽出条件に該当する場合には、「確定投票一覧」（マニュアルP29）画面の右上「要確認」欄にカウントされるため、これを目安に確認作業を進めること。

審査係は、ア 受信データが自動的に「確認待」に登録された場合又はイ 市町村からの報告データに誤りのおそれがあるものを発見した場合、**審査係総括**に伝える。

審査係総括は予備電話係に指示し、当該市町村に対してこの報告数値の確認を行うとともに、必要に応じて再送信を指示すること。

◎抽出条件

次のデータについては、システムが自動的に当該市町村のデータを「確認待」に移行させるように設定している。

ア 「選挙当日の有権者数」欄に問題があるデータ (⑦「選挙当日の有権者数」が見込数と比べ、10人以上減少した市、⑧5人以上減少した町村、⑨1人以上増加した市町村、

イ 2回以上送信されたデータ

確認の結果、修正・再送信が不要な場合は、**審査係総括**は当該団体の送信データを確認済として登録するよう**審査係**に指示すること（登録方法はP2「◎確認済データの登録方法」参照）。

受信データのチェックを行った結果、全市町村が確定したら、**審査係総括**は直ちに**全体調整係・報道担当**にその旨を報告すること。

(3) 予備電話係

予備電話係は、**審査係総括**からの指示があった場合は、直ちに予備電話で、当該市町村の中間投票率速報担当者に連絡の上、ア 送信の督促、イ 送信内容の確認又はウ 再送信の指示を行うこと。確認の結果は**審査係総括**に報告し、**審査係総括**はその結果を**全体調整係**に報告すること。

この際、電話は切らずに市町村担当者へは待つよう伝え、必要に応じて指示を伝えること。

(4) 全体調整係・報道担当・システム担当

全体調整係は、随時**審査係総括**に確認して投票状況の確定報告の進捗状況を把握すること。また、**審査係総括**からの受信完了報告があり次第、**全体調整係・報道担当**は**速報総括**と協議し、投票状況が確定したことをホームページ上に表示することを決定すること。

報道担当は、**システム担当**にその旨連絡すること。

システム担当は委託業者に表示をさせるとともに、ホームページ掲載前に、当該ページを1部プリントし、5部コピーして本部の各要員に配付すること。

2-2 オンラインが使用できなくなった場合の対応

「投票状況の中間速報」の受信方法(P3~4)を参考のこと。

2-3 誤りがあった場合の対応

この取扱は、確定投票者数が県選管ホームページに掲載された後（すなわち、機械的なエラーチェックで「確認待」に登録されなかった場合で、審査段階で誤りを発見した場合あるいは市町村側から報告内容の変更連絡を受けた場合）において発生した場合に適用される。

(1) 予備電話係

予備電話係は、市町村から報告内容の変更連絡があった場合、速やかにその旨を**審査係総括**を通じて**全体調整係**に伝えること。

この際、電話は切らずに市町村担当者へは待つよう伝え、必要に応じて指示を伝えること。

(2) 全体調整係

全体調整係は、報告内容の訂正の取扱いについて、報道担当・速報総括と協議すること。

協議の結果、訂正をホームページで発表する場合には、全体調整係は、審査係総括及び予備電話係を通じて当該市町村へ訂正後の数値の送信を指示するとともに、速やかに報道担当（代行入力が必要な場合は代行係も加える。）と連絡をとり、その連絡に係る作業の進捗状況を把握するとともに、適宜、その状況を速報総括に報告すること。

(3) 審査係総括・審査係

訂正報告を受けることが決まった場合、審査係総括は、全体調整係からの報告を受けて、訂正報告を受ける旨を審査係に伝え、審査係は、訂正報告の受信をチェックするとともに、誤りの有無を確認すること（誤りがあれば、直るまで繰り返し再処理すること）。

審査係総括は、訂正報告が完了したことを確認し、全体調整係へ報告すること。

(4) 全体調整係・報道担当

全体調整係は、審査係総括からの受信完了報告を報道担当・速報総括へ連絡すること。

報道担当は、訂正文案をシステム担当へ連絡しホームページへの入力を指示すること。

(5) システム担当

システム担当は、委託業者に対して訂正文の入力を指示しホームページに掲載すること。なお、掲載する文例については、5月6日に開催した報道機関との打合せ会議において示している。

ホームページ掲載前に、当該ページを1部プリントし、5部コピーして本部の次の各要員に配付すること。また、ホームページ掲載後も、当該ページ（訂正後）を1部プリントし、5部コピーして同様に配付すること。（訂正前後の内容を情報共有する。）

配付後のホームページ印刷原本は、専用の袋に保管すること。

なお、報道各社への発表もホームページ上で行うことから、原則として報道各社に対するコピー配付は行わない。

本 部 5部 … 局長、次長（速報総括）、質疑担当（3名）に各1部

3-1 得票状況速報

「得票状況速報」については、「開票中間数速報」（以下、「中間速報」という。）及び「開票確定数速報」（以下、「確定速報」という。）を行う。

なお、「中間速報」については、指定時刻において未確定の市及び町村から確定するまでの間、データが送信されるものである。

「中間速報」及び「確定速報」において市町村から送信された得票データは、速報本部に設置された「本部サーバ」が自動的に受信し、集計を行う。集計された得票データは、「本部サーバ」からオンラインシステムを通じて、自動的に県選管ホームページに掲載される。

(1) 審査係総括

次のデータは、各市町村から、オンラインシステムを通じて以下のとおり送信される。なお、確定速報のデータが入力された市町村からは、それ以後の中間速報は行われない。

- ・市の中間速報… 次の各指定時刻まで
- ・町村の中間速報… 確定が22時30分以降となる町村のみ、各指定時刻まで
- ・確定速報… 確定次第

【指定時刻】

(市) 第1回を21:30とし、以後、確定するまでの30分ごと

(町村) 第1回を22:30とし、以後、確定するまでの30分ごと

「本部サーバ」で受信したデータは、それぞれ次のア及びイとして集計されるので、**審査係総括**は、受信した市町村に係る各指定時刻の「中間速報」及び「確定速報」の状況について、チェックシートを用いて記録すること。

ア 「開票中間数速報」(マニュアルP32~)

- 各回ごとにデータの送信の有無を確認。画面左「入済」欄にチェックが入っていない市及び対象町村については送信を督促すること。
- すでに「確定速報」の報告のあった市町村については、画面左「確定」欄にチェックが入るので、ここで「中間速報」と区別すること。

イ 「開票確定数速報」(マニュアルP36~)

- 市町村の確定報告のみ集計。

審査係総括は、中間速報の状況を「開票中間数速報」の画面によりチェックし、指定時刻10分前になんでも報告のない市及び対象町村については、**予備電話係**に指示し、報告の督促を行うこと（システム上は、報告が遅延した場合、前回中間数値が適用される）。

審査係総括は、「開票確定数速報」については、各市町村の報告予定時刻と比較しつつ、**予備電話係**に対して、遅れの大きい市町村に電話で連絡するよう指示すること。

受信データのチェックを行い、全市町村からの「中間速報」、「確定速報」の報告を確認したら、**審査係総括**は直ちに**全体調整係**・**報道担当**にその旨報告すること。

(2) 審査係総括・審査係

審査係（5名）は、「開票中間数速報」及び「開票確定数速報」の画面から隨時、担当市町村（P2）からの受信データのチェックを行うこと。

各審査係は、自己の担当分が終了した場合、**審査係総括**の指示で他の審査業務を支援すること。

それぞれの報告の審査の流れは以下のとおりとする。

○中間速報値の確認

審査係は、「開票中間数速報」の各回ごとの画面で、速報内容のチェックをすること。

【チェックの観点】

- 別な指定時刻に係る入力画面に登録していないか。
ex. 指定時刻が22:00のデータを22:30の入力画面へ入力している。
- 入力欄を間違えていないか。

なお、受信データに以下のとおり一定の不整合が発生した場合、その受信データは、システムにより「確認待」に移行される。

○抽出条件

- 各回の報告における得票数が前回報告のものを下回る場合
- 各報告回において2回以上送信されたデータ

○確定速報値の確認

審査係は、「開票確定数速報」の画面で速報内容のチェックをすること。

【チェックの観点】

- ・入力欄を間違えていないか。
ex. 開票中間速報の結果と大きく数値が異なる。

※「中間速報値の確認」と「確定速報値の確認」の作業が重なる場合は、必ず「中間速報値の確認」を優先して行うこと。

○開票調報告確認

審査係は、確定速報値が入力された市町村については、当該市町村からの「開票調」の受信データを「開票調」（マニュアルP37）の画面でチェックをすること。データに以下のとおり一定の不整合が発生した場合、「開票調一覧」画面の右上「要確認」欄にカウントされるため、これを目安に確認作業を進めること。

なお、受信データに以下のとおり一定の不整合が発生した場合、その受信データは、システムにより「確認待」に移行される。

◎抽出条件

ア 次に該当する場合

- ・「不受理」、「持ち帰り」 市部は10票超、町村部は5票超
- ・「その他」 全市町村1票以上

イ 2回以上送信されたデータ

○無効投票の内訳

「無効投票の内訳」は、「開票確定数速報」及び「開票調」とは別に市町村から送信されることから、「進捗状況一覧」（マニュアルP45）により送信があったことを確認する。また、画面に表示される無効投票の内訳を見て異常値がないか確認する。

これらの報告に関して、市町村からの報告データに誤りのおそれがあるものを発見した場合は、**審査係**は、**審査係総括**に伝える。

審査係総括は、**予備電話係**に指示し、当該市町村にその報告数値の確認を行うこと。

確認の結果、修正・再送信が不要な場合は、**審査係総括**は当該市町村からの受信データを確認済として登録するよう、**審査係**に指示すること（登録方法は2ページ「確認済データの登録方法」参照）。

(3) 予備電話係

予備電話係は、**審査係総括**からの指示があった場合は、直ちに予備電話で、当該市町村の速報責任者に連絡の上、報告数値の確認をすること。確認の結果は**審査係総括**に報告すること。

この際、電話は切らずに市町村担当者へは待つよう伝え、必要に応じて指示を伝えること。

(4) 全体調整係・報道担当・システム担当

全体調整係は、隨時**審査係総括**に確認して、「中間速報」、「確定速報」の進捗状況を把握すること。また、**審査係総括**からの受信完了報告があり次第、**全体調整係・報道担当**は**速報総括**と協議し、得票状況確定をホームページ上でメッセージ表示することを決定すること。

報道担当は、**システム担当**にその旨連絡すること。

システム担当は委託業者に表示をさせるとともに、ホームページ掲載前に、当該ページを1部プリントし、5部コピーして本部の各要員に配付すること。

3-2 オンラインが使用できなくなった場合の対応

「投票状況の中間速報」の受信方法を参照（P 3-1-2 (1) 代行係）のこと。

3-3 誤りがあった場合の対応

(1) 予備電話係

予備電話係は、市町村から報告内容の変更連絡があった場合、速やかにその旨を**審査係総括**を通じて**全体調整係**に伝えること。

この際、電話は切らずに市町村担当者へは待つよう伝え、必要に応じて指示を伝えること。

(2) 全体調整係

全体調整係は、報告内容の訂正の取扱いについて、**報道担当**・**速報総括**と協議すること。

協議の結果、訂正をホームページで発表する場合には、**全体調整係**は、**審査係総括**及び**予備電話係**を通じて当該市町村へ訂正報告の送信を指示するとともに、速やかに**報道担当**（代行入力が必要な場合は**代行係**も加える。）と連絡をとり、その連絡に係る作業の進捗状況を把握するとともに、適宜、その状況を**速報総括**に報告すること。

(3) 審査係総括・審査係

訂正報告を受けることが決まった場合、**審査係総括**は、**全体調整係**からの報告を受けて、訂正報告を受ける旨を**審査係**に伝え、**審査係**は、訂正報告の受信をチェックするとともに、誤りの有無を確認すること（誤りがあれば、直るまで繰り返し再処理すること）。

審査係総括は、訂正報告が完了したことを確認し、**全体調整係**へ報告すること。

(4) 全体調整係・報道担当

全体調整係は**審査係総括**からの受信完了報告を**報道担当**・**速報総括**へ連絡すること。

報道担当は、訂正文をシステム担当へ連絡しホームページへの入力を指示すること。

(5) システム担当

システム担当は委託業者に対して訂正文の入力とホームページへの掲載を指示すること。

ホームページ掲載前に、当該ページを1部プリントし、5部コピーして本部の次の各要員に配付すること。また、ホームページ掲載後も、当該ページ（訂正後）を1部プリントし、5部コピーして同様に配付すること。（訂正前後の内容を情報共有する。）

配付後のホームページ印刷原本は専用の袋に保管すること。

なお、報道各社への発表もホームページ上で行うことから、原則として報道各社に対するコピー配付は行わない

本 部 5部 … 局長、次長（速報総括）、質疑担当（3名）に各1部

[以 上]

[投・開票速報体制]

青森県知事選挙 速報体制

1 速報本部

総括 大川局長

速報総括 太田次長（報道機関対応）

速報事務局

報道担当	奈良岡 G M
全体調整係	二木 G M
審査係総括	天間総括主幹
審査係 A	鶴谷主幹
B	戸嶋主査
C	東主事
D	立花主事
E	福士主事
予備電話係	川田主幹、石岡主事
代行係	栗田主事
システム担当	野呂主査

2 質疑担当

川崎主幹、高橋主査、田中主査

1 青森県知事選挙主要事務日程表

月	日	曜 日	選 挙 期 日 前 後	告 示 日 前 後	県 委 員 会							市町村委員会		
					事務 内 容		担 当 区 分							
							選 挙 G	行 総 政 務 G	G	財 政 G	理 財 G	税 政 G		
1	21	金	前 135	前 118	1 委員会開催(15時、選管委員室) 選挙期日及び告示日の決定(法33①、⑤)		○	○						
4	1	金	前 65	前 48	不在者投票のできる施設の照会		○							
4	6	水	前 60	前 43	1 市町村委員会に対する照会 (1) 線上投票の申出 (2) 個人演説会を開催することができる施設の指定 (3) ポスター掲示場の総数減少の協議 (4) 開票区の分設又は合併の申出 (5) 投票区数及びポスター掲示場数 (6) 投票所開閉時刻の変更 (7) 不在者投票の時間の変更 (8) 指定投票区の指定 2 諸会議打合せ事項作成 3 選挙啓発事業実施要領作成 4 投票用紙等の発注準備 5 候補者交付物品等発注 6 政治活動用交付物品等発注 7 選挙啓発資材作成準備		○							
4	12	火	前 54	前 37								○	県委員会に対する照会等回答期限	
4	15	金	前 51	前 34	1 委員会の開催 (13時30分、選管委員室) (1) 選挙長及び同職務代理者の選任(法75、令80) (2) 選挙人名簿の被登録資格の決定基準日、登録日及び縦覧期間の決定(法22②、23①) (3) 選挙会の場所及び日時の決定(法77) (4) 選挙長の事務を行う場所の決定 (5) ポスター掲示場の掲示面の区画数の決定(県規程94①) (6) ポスター掲示場数の減少の協議(法144の2②) (7) 各候補者の政見放送日時の決定のくじの執行場所及び日時の決定(放送規程14①) (8) 期日前投票等記載場所に掲示する候補者の氏名等の順序の決定のくじの執行場所及び日時の決定(法175⑥) (9) 普通投票用紙の様式等の決定 (10) 点字投票用紙の様式等の決定		○	○						

月	日	曜 日	選 挙 期 日 前 後	告 示 日 前 後	県 委 員 会						市町村委員会	
					担 当 区 分							
					選 挙 G	行 総 政 務 G	財 政 G	理 財 G	税 政 G	策 地 G 域 政		
4	15	金	前 51	前 34	2 告示事項 選挙人名簿の選挙時登録の要領、縦覧期間(令14②) 3 投票用紙等の発注 4 立候補届出受付体制の作成 5 市町村委員会、指定病院等に対する委員会決定事項等の通知 6 投・開票速報受信要領作成	○	○					
4	18	月	前 48	前 31	選挙公報印刷発注	○	○					
4	20	水	前 46	前 29	放送局との政見放送に関する打合せ会議	○						
4	26	火	前 40	前 23	1 政党・政治団体に対する政治活動に関する説明会(11時、アラスカ4階ダイヤモンド) 2 立候補予定者に対する説明会(13時30分、アラスカ4階ダイヤモンド)	○						
4	27	水	前 39	前 22	市町村選管委員長及び事務担当者打合せ会議(13時30分、アスパム4階十和田)	○	○					(委員会開催日は例示) 1 委員会の開催 (1) 選挙人名簿縦覧場所の決定(法23①) (2) 投票管理者及び期日前投票管理者並びに同職務代理者の選任(法37②、法48の2読替法37②、令24①) (3) 投票立会人及び期日前投票立会人の選任(法38①、法48の2読替法38①) (4) 投票所及び期日前投票所の指定(法39、法48の2準用法39) (5) 不在者投票を管理する場所の決定 (6) 不在者投票用紙の郵便発送の期日の決定(令53①) (7) 開票管理者及び同職務代理者の選任(法61②、令67①) (8) 開票立会人を決定するくじの執行場所及び日時の決定(法62②) (9) 開票の場所及び日時の指定(法63) (10) ポスター掲示場の設置場所の決定(法144の3③) (11) 期日前投票及び不在者投票の代理投票補助者の指定

月	日	曜 日	選 挙 期 日 前 後	告 示 日 前 後	県 委 員 会						市町村委員会		
					事務 内 容		担 当 区 分						
							選 挙 G	行 総 政 務 G ・	財 政 G	理 財 G	税 政 G	策 地 G 域 政	
4	27	水	前 39	前 22									(12) 投・開票所事務従事者の任命 (13) 投票所入場券の交付決定 (14) 6月定時登録の変更日の決定(法22①、令12Ⅰ) 2 不在者投票事務処理簿等の作成
4	29	金	前 37	前 20									登録の移替え延期期間の開始(令17)
5	6	金	前 30	前 13	報道機関との投開票速報に関する打ち合せ会議(11時、西棟7階C会議室)	○	○						
5	13	金	前 23	前 6	期日前・不在者投票用紙等の搬送	○	○	○	○	○	○		期日前・不在者投票用紙等の受領
5	16	月	前 20	前 3	1 第1回オンライン速報リハーサル 2 候補者交付物品等の確認(13時30分、選管委員室)	○	○						第1回オンライン速報リハーサル 選挙人名簿縦覧場所告示期限(法23②)
5	17	火	前 19	前 2	1 立候補届出書類等事前審査期限 2 立候補受付職員の局内打合せ	○							不在者投票用紙等の郵便発送開始(令53①) (市町村委員会の決定による)
5	18	水	前 18	前 1	1 選挙人名簿登録者数の市町村委員会からのFAX報告受信、集計及び発表 2 選挙運動費用支出制限額の決定 3 立候補届出受付リハーサル(15時、西棟7階B会議室)	○							1 選挙人名簿登録基準日 2 選挙人名簿登録日 3 選挙人名簿登録者数の県委員会へのFAX報告(10時まで) 4 ポスター掲示場設置完了 5 地方自治法第74条第5項の告示
5	19	木	前 17	前 0	◎ 選挙期日の告示日 1 告示すべき事項 (1) 選挙期日(法33⑤) (2) 選挙長及び同職務代理者の住所、氏名(令81) (3) 選挙会の場所及び日時(法78) (4) ポスター掲示場の掲示面の区画数 (5) 選挙運動費用支出制限額(法196) (6) 普通投票用紙の様式等 (7) 点字投票用紙の様式等	○							◎選挙期日の告示日 1 告示すべき事項 (1) 投票管理者及び期日前投票管理者並びに同職務代理者の住所、氏名(令25、令49の7讀替令25) (2) 開票管理者及び同職務代理者の住所、氏名(令68) (3) 不在者投票を管理する場所 (4) 投票所及び期日前投票所(法41①、法48の2③準用法41①) (5) 投票所開閉時刻の変更(法40②) (6) 開票の場所及び日時(法64)

月	日	曜 日	選 挙 期 日 前 後	告 示 日 前 後	県 委 員 会						市町村委員会		
					事務 内 容					担 当 区 分			
					選 挙 G	行 総 政 務 G	財 政 G	理 財 G	税 政 G	策 地 域 政			
5	19	木	前 17	前 0	(8) 期日前投票等記載場所等の氏名等の掲示の順序決定のくじの執行場所及び日時 (9) 政見放送の日時を定めるくじの執行場所及び日時(放送規程14) (10) 選挙長の事務取扱場所 (11) 選挙立会人を決定するくじの執行場所及び日時(法76準用法62⑥) (12) 地方自治法第74条第5項等の告示 2 様理すべき事項	○						(7) 開票立会人を決定するくじの執行場所及び日時(法62⑥) (8) ポスター掲示場設置場所(法144の2④、規程91②)	2 様理すべき事項
					(1) 立候補届出の受理(法86の4)及び交付物品・証明書類等交付 (2) 選挙事務所設置・異動届受付開始(法130②) (3) 出納責任者の選任届出受付開始(法180③) (4) 報酬の支給を受けることができる選挙運動従事者等の届出受付開始(法197の2⑤) (5) 選挙立会人選任届出受付開始(法76準用法62①) (6) 選挙公報掲載申請受付(法168①) (7) 選挙公営届出受付開始 ① 選挙運動用自動車の使用(公営条例3) ② 選挙運動用ビラの作成(公営条例10) ③ 選挙運動用ポスターの作成(公営条例7) (8) 政見放送申込期限(放送規程5④) (9) 政見放送日時決定のくじの執行(放送規程13、14)(17時30分、選管事務局) (10) 確認団体の申請受理開始 ① 確認書の交付(法201の9③) ② 政治活動用自動車表示板の交付(法201の11③) ③ 政治活動用ポスター証紙の交付(法201の11④) ④ 政談演説会開催届出書交付・受理(法201の11②) ⑤ 政談演説会告知用立札看板表示票の交付(法201の11⑧) ⑥ 政治活動用ビラの届出受理(法201の9①) ⑦ 新聞、雑誌の届出受理(法201の15①)	○						(1) 選挙人名簿の縦覧、異議の申出期限 (2) 開票立会人届出受理(法62①) (3) 公営施設使用の個人演説会開催申出書受付開始(法163) (4) 選挙事務所設置・異動届受付開始(法130②) (5) ポスター掲示場の設置場所の告示の写し等の候補者への交付 (6) 投票所入場券交付開始(令31①)	

月	日	曜 日	選 挙 期 日 前 後	告 示 日 前 後	県 委 員 会						市町村委員会	
					事務 内 容							
					選 挙 G	行 政 務 G	財 政 G	理 財 G	税 政 G	策 地 域 政		
5	19	木	前 17	前 0	(11) 期日前投票記載所等の氏名等の掲示の順序決定のくじの執行(法175②、⑥)(17時10分、選管事務局) (12) 市町村委員会、市町村長に対する通知(令92⑨) (13) 総務省に対する立候補届出報告(選挙事務報告例)							
5	20	金	前 16	後 1	1 告示すべき事項 候補者の届出(法86の4⑪) 2 選挙公報掲載文申請期限(法168①) 3 選挙公報掲載文の掲載順序決定のくじ執行(法169⑤17時10分、選管事務局) 4 候補者の被選挙権の有無の照会 5 市町村、指定病院等に対する候補者の氏名、住所等の通知	○						1 期日前投票及び不在者投票開始(法48の2①、法49、令53) 2 期日前投票及び不在者投票記載場所内の氏名等の掲示開始(法175②)
5	21	土	前 15	後 2								告示日申出の公営施設使用の個人演説会開始(法163)
5	22	日	前 14	後 3								選挙人名簿の異議申出に対する決定期限(法24②)
5	25	水	前 11	後 6	選挙公報の搬送車出発式(8時30分、県庁正面玄関)	○	○	○	○	○		選挙公報の受領
5	26	木	前 10	後 7	記号式投票用紙の搬送 第2回投・開票速報リハーサル	○	○	○	○	○		記号式投票用紙の受領 第2回投・開票速報リハーサル
5	31	火	前 5	後 12								投票所告示期限(法41①)
6	1	水	前 4	後 13								郵便による不在者投票請求期限(令59の4①)
6	2	木	前 3	後 14	1 補充立候補届出期限(法86の4⑥) 2 選挙立会人届出期限(法76準用法62①) 3 選挙立会人決定のくじの執行及び通知(法76準用法62②、④)(17時10分、県選管事務局) 4 選挙立会人の補充選任及び通知(選挙長通知)(法76準用法62⑧) 5 第3回投・開票速報リハーサル	○						1 投票立会人選任及び通知期限(法38①) 2 投票立会人の住所、氏名等の投票管理者への通知(令27) 3 開票立会人決定のくじの執行((法62②、④) 4 開票立会人の住所、氏名等の通知(令70の2) 5 第3回投・開票速報リハーサル
6	3	金	前 2	後 15	1 投開票速報受信要領に関する局内打合せ 2 投・開票速報受信場所の整備	○	○					1 各世帯への選挙公報配布期限(法170①) 2 開票立会人の補充選任及び通知(法62⑧) 3 投票管理者及び事務従事者打合せ会議

月	日	曜 日	選 挙 期 日 前 後	告 示 日 前 後	県 委 員 会						市町村委員会		
					事務 内 容		担 当 区 分						
							選 挙 G	行 総 政 務 G	財 政 G	理 財 G	税 政 G		
6	4	土	前 1	後 16	選挙当日の有権者見込数の市町村委員会からのオンライン報告受信	○						1 期日前投票及び不在者投票最終日(法48の2、法49①) 2 選挙当日の有権者見込数のオンライン報告(10時まで) 3 投票所、開票所の設置準備完了 4 投票所入場券交付期限(令31①) 5 点字による候補者名簿の投票所への備え付け完了 6 不在者投票及び不在者投票事務処理簿の整理(令61)	
6	5	日	0	後 17	◎ 投・開票日 1 推定中間投票率のオンライン報告受信 2 投票・開票結果のオンライン速報受信、公表 3 総務省に対する投開票結果報告(選挙事務報告例)	○	○					◎投・開票日 1 推定中間投票率のオンライン報告 2 投票・開票結果のオンライン速報	
6	6	月	後 1	後 18	1 投票・開票関係書類検収(8時30分から、選管委員室)	○						1 投・開票関係書類提出 2 ポスター掲示場撤去開始	
6	7	火	後 2	後 19	◎ 選挙会(11時、ラ・プラス青い森3階プリムラ) 1 当選人の報告、告知及び告示(法101の3①、②) 2 当選証書付与(法105①) 3 当選証書付与式(13時、ラ・プラス青い森2階カメリア) 4 当選等に関する報告(法108①、選挙事務報告例)	○	○						
6	20	月	後 15	後 32	1 選挙の効力に関する異議申出期限(法202①、法270の3) 2 選挙運動に関する収支報告書提出期限(法189①)	○							
6	21	火	後 16	後 33	当選の効力に関する訴訟提起期限(法206①)								
6	22	水	後 17	後 34	供託物の返還開始(令93②)	○							
					選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表(法192①、規則24)	○							

(注) この日程表の記載事項は、その主要なものを掲載しているが、その他必要な事項は、その都度行う。

2 青森県知事選挙における立候補届出受付体制

1 立候補届出の受付

- (1) 日時：平成23年5月19日（木）午前8時30分から
- (2) 場所：青森県庁西棟7階B会議室

2 受付方法の概要

- (1) 午前8時30分前に到着した立候補届出者については、くじにより受付順序を決定し、午前8時30分以降に到着した立候補届出者については、午前8時30分前に到着した立候補届出者の受付後、到着順序により受付を行うこととする。
- (2) 選挙長による届出受理後、届出番号により、立候補届出者に交付物品等を交付する。

3 役割分担

- | | |
|------------------|--------------------|
| (1) 時刻確認係 | 1人（栗田主事） |
| (2) 誘導係 | 1人（木村主査） |
| (3) くじ執行係 | 1人（川崎主幹） |
| (4) くじ補助係 | 2人（戸嶋主査、東主事） |
| (5) 審査係 | 1人（奈良岡総括主幹） |
| (6) 物品交付係 | 3人（福士主事、立花主事、山下主事） |
| (7) ビラ証紙交付係 | 物品交付係と兼任 |
| (8) 確認団体受付係 | 1人（高橋主査） |
| (9) 選挙公営・選挙公報受付係 | 1人（田中主査） |

4 くじを行う場合の立候補届出者の受付

（午前8時30分前に到着した立候補届出者が2人以上の場合）

(1) 午前8時30分前に到着した立候補届出者について

ア (時刻確認係)

到着時刻を時計で確認し、別紙1の到着時刻欄に記入する。

イ (時刻確認係)

立候補届出者に立候補者氏名及び届出書持参者氏名を記入してもらい、

(誘導係)

届出書類を審査係に確認させ、決裁板に挟んで手渡し、届出者席へ案内する。

※ 審査が必要な書類（決裁板に挟む書類）は、候補者届出書とその添付書類（注1）のみであり、それ以外の届出書類（注2）については、選挙長までの呈覧はせずに、審査係がそのまま受領し、保管する。

(注1) 添付書類：供託証明書、宣誓書、所属党派証明書（該当者のみ）、戸籍の謄本又は抄本、通称認定申請書（該当者のみ）及び住民票の抄本

(注2) それ以外の届出書類：選挙立会人の届出書、選挙事務所設置届出書、出納責任者選任届、（報酬を支給する者の）届出書等

ウ (誘導係)

受付を午前8時30分から開始する旨及び午前8時30分前に到着した立候補届出

者が複数の場合は、届出順序を決めるくじを午前8時30分から実施する旨を説明する。

(2) 午前8時30分以降に到着した立候補届出者について

ア (時刻確認係)

到着時刻を時計で確認し、別紙2の到着時刻欄に記入する。

イ (時刻確認係)

立候補届出者に立候補者氏名及び届出書持参者氏名を記入してもらう。

ウ (時刻確認係)

届出順序を決めるくじの執行中の場合は、くじに時間を要することから、受付は、くじ及び午前8時30分前に到着した立候補届出者の受付を終えた後に実施される旨を伝え、届出書類を審査係に確認させ、決裁板に挟んで手渡し、届出者席で待機してもらう。

(誘導係)

くじ及び午前8時30分前に到着した立候補届出者の受付が終わっている場合は、届出書類を決裁板に挟んで手渡し、そのまま審査係へ誘導する。

(3) 午前8時30分前に到着した立候補届出者の届出順序を決めるくじの執行

ア (くじ執行係)

事前説明（8時25分頃、届出者席で）

それでは、立候補届出の方法についてご説明します。

8時30分になりましたら、8時30分までにおいてになった方の立候補届出の受付順序を決めるくじを行います。

くじは1回のみ行います。到着時刻順にくじを引いていただき、このくじの結果が立候補届出の順番になります。

なお、くじを引かれた後は、そのくじを係員に渡してください。係員が結果を読み上げた後にお返ししますので、くじを持ったまま係員の誘導に従って、届出書類を提出してください。

届出書類は、内容を審査の上、選挙長が受理いたします。選挙長の受理によって正式に立候補の届出がなされることになります。

届出書類を選挙長に提出しましたら、くじを持ったまま、交付物品の交付場所へ進み、くじを係員に渡し、交付物品を受け取ってください。交付物品の中身は必ず確認し、受領書を係員に提出してください。

以上申し上げましたとおり立候補届出の受付を行いますので、よろしくお願ひします。」

イ くじ執行のための記録用紙及びくじの用意（8時30分）

(ア) (時刻確認係)

別紙1をくじ執行係に渡す。

(時刻確認係)

8時30分以降に到着した者がある場合は、時刻を別紙2に記録する。

(イ) (くじ補助係)

くじ該当者の数分のくじを準備し、くじ執行係に確認させる。

ウ くじの執行

(誘導係)

立候補届出者のうち、くじを引く者をくじ執行場所に誘導する。

(くじ執行係)

「ただ今から、平成23年6月5日執行の青森県知事選挙の立候補届出の受付順序を決めるくじを行います。
それでは、到着時刻順にくじを引いていただきます。」

(別紙1の順序に従い、くじを執行する。)

(くじ執行係)

「○○さん（候補者の氏名）、くじを引いてください。」

(くじ補助係1)

立候補届出者にくじを差し出す。

(くじ補助係2)

立候補届出者の引いたくじを受け取り、全員に見せるようにしながら、「○○さん何番」と2回読み上げ、くじ執行係が別紙1に記載したのを確認した後に、引いたくじを届出者に返す。

(くじ執行係)

くじの順序の結果を別紙1にそれぞれ記載する。

(くじ執行係)

次に○○さん（候補者の氏名）、くじを引いてください。

(以下同じ。)

(4) 受付

(くじ執行係)

それでは、ただ今のくじによる順序に従って、受付をいたします。

(各届出者へ、くじ棒を持たせる)

(誘導係)

審査係に誘導する。

(5) 届出書類の審査

(審査係)

受付の順序に従って、届出書類の審査を行い、届出書に届出受理番号及び時刻を記入する。

(6) 交付物品等の交付（物品交付係）

選挙長の届出受理後、本くじと引き換えに、立候補届出者に交付物品等を交付し、中身を確認させ、受領書を提出させる。

次に、法定費用額、当選証書付与式案内の通知、政見放送及び経歴放送の日時決定のくじに関する事務連絡、（該当者にのみ）通称使用認定書を交付する。

具体的には以下のとおり。

くじの確認をします。

立候補届出者からくじを預かり、くじの番号と同じ番号の交付物品袋であることを確認した上で立候補届出者に交付物品を渡す。

交付物品一覧表と中に入っている内容物が一致しているか確認してください。

立候補届出者が内容物を確認する。

間違いがなければ受領書に受領者の記名、押印をお願いします。

法定費用額、当選証書付与式案内の通知、政見放送及び経歴放送の日時決定のくじに関する事務連絡を渡し、（該当者にのみ）通称使用認定書を交付する。

(7) ビラ証紙の交付

(物品交付係)

ビラ証紙の交付を希望する候補者に対しては、ビラ証紙を交付する。

ビラ証紙の交付を受ける場合は、使用するビラを届け出たうえ、お渡ししたビラ証紙交付票に、表面、裏面とも記載のうえ提出してください。

ビラ証紙交付票の表面には、候補者の氏名を記載、押印、裏面には証紙交付年月日、証紙交付枚数を記入させ、取扱者印（物品交付係）を押し、候補者の届出番号と同じ番号のビラ証紙を交付し、枚数を確認させる。

申請した枚数と数が一致しているか確認してください。

(8) 選挙公営及び選挙公報の受付

(選挙公営・選挙公報受付係)

選挙公営及び選挙公報の受付を行う。

(9) 確認団体の受付

(確認団体受付係)

午前8時30分前後に到着した全ての立候補届出者の受付後、確認団体の受付及び確認団体に係る物品等の交付を行う。

(10) 立候補届出状況を報告

(くじ執行係)

事務局に立候補届出状況を報告する。

5 くじを行わない場合の受付

(午前8時30分前に到着した立候補届出者が1名以下の場合)

(1) 事前説明

(午前8時30分前に到着した立候補届出者が1名の場合)

(くじ執行係)

それでは、立候補届出の方法についてご説明します。

届出書類は、内容を審査の上、選挙長が受理いたしますので、8時30分になりましたら、届出書類を提出してください。選挙長の受理によって正式に立候補の届出がなされたことになります。

届出書類を選挙長に提出したら、交付物品の交付場所へ進み、係員から交付物品を受け取ってください。

なお、交付物品の中身は必ず確認し、受領書を係員に提出してください。

以上申し上げましたとおり立候補届出の受付を行いますので、よろしくお願ひします。

(2) 午前8時30分以降に到着した立候補届出者の到着時刻の確認等

(時刻確認係)

別紙2に到着時間を記入し、候補者氏名及び届出書持参者氏名を記載してもらい、

(誘導係)

審査が必要な届出書類（注1）（P1）を決裁板に挟んで手渡し、審査係へ誘導する。

それ以外の届出書類（注2）（P1）については、選挙長までの呈覧はせずに、審査係へ引き継ぎ、審査係が保管する。

(3) 届出書類の審査

(審査係)

受付の順序に従って、届出書類の審査を行い、届出書に届出受理番号及び時刻を記入する。

(4) 交付物品等の交付

(物品交付係)

選挙長の届出受理後、本くじと引き換えに、立候補届出者に交付物品等を交付し、中身を確認させ、受領書を提出させる)。

次に、法定費用額及び当選証書付与式案内の通知、政見放送及び経歴放送の日時決定のくじに関する事務連絡、(該当者にのみ) 通称使用認定書を交付する。

(5) ビラ証紙の交付

(物品交付係)

ビラ証紙の交付を希望する候補者に対しては、ビラ証紙を交付する。

(6) 立候補届出状況の報告

(くじ執行係)

事務局に立候補届出状況を報告する。

(7) 選挙公営・選挙公報の受付

(選挙公営・選挙公報受付係)

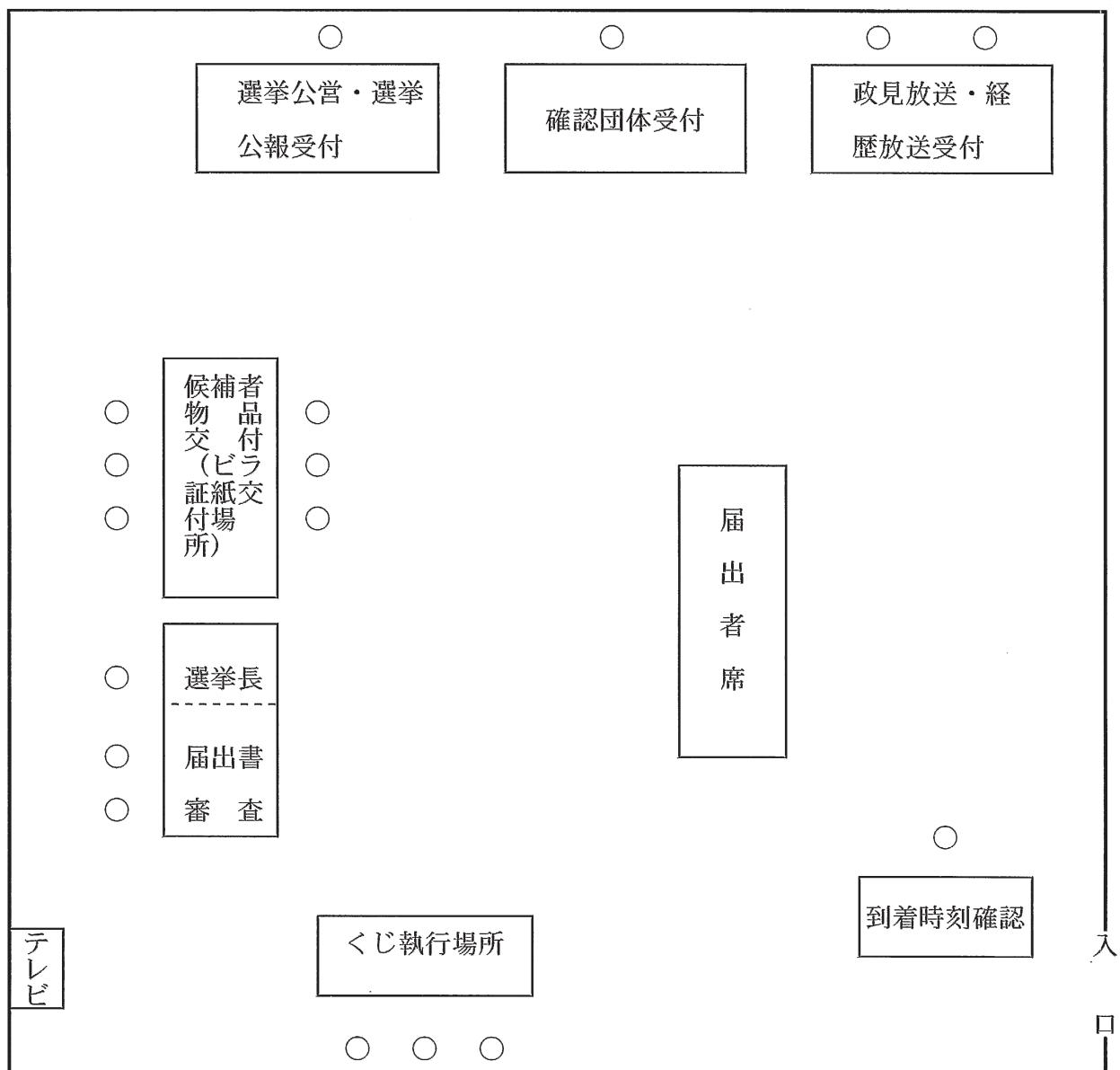
選挙公営及び選挙公報の受付を行う。

(8) 確認団体の受付

(確認団体受付係)

立候補届出者の受付後、確認団体の受付及び確認団体に係る物品等の交付を行う。

青森県知事選挙立候補届出受付体制配置図 (西棟 7 階 B 会議室)



※1 会場の大きさ、形状等に合わせて、上記の設営を5月18日午後3時までに行ってください。

- 1 設営完了後午後3時から立候補受付のリハーサルを行います。
- 2 届出書類を挟む決裁板を候補者数分準備することが必要です。
- 3 候補者交付物品の交付場所には、候補者数分のボールペン及び朱肉が必要です。
- 4 選挙長及び事務局長用の朱肉及び審査係用のボールペンが必要です。

3 青森県知事選挙投開票速報受信要領

I 投・開票速報事務分担等

- | | |
|-----------|--|
| 1 事務分担 | 別紙1「投・開票速報体制」のとおり |
| 2 事務取扱場所 | 県議会棟6階（別紙2「会場配置図」のとおり） |
| 3 速報本部配置 | 別紙3「本部配置図」のとおり |
| 4 報道記者室配置 | 別紙4「報道記者室配置図」のとおり |
| 5 指定番号 | 別紙5「青森県知事選挙投開票速報代行入力用指定ファクシミリ及び指定電話番号一覧」のとおり |

II 投・開票速報事務

※ 選挙当日の有権者見込数登録【選挙グループ】

選挙当日の有権者見込数は、「投票状況の中間速報」において、「推定投票率」を算出するために使用するので、全市町村分のデータを、選挙前日に「本部サーバ」に登録しておくこと。

なお、登録については、全市町村からオンラインシステムを通じて送信されるデータを、「本部サーバ」が自動的に集計して行われる（市町村からの報告予定：6月4日（土）午前10時まで）。

1-1 投票状況の中間速報（全市町村）

(1) 審査係総括

投票状況の中間速報は、全市町村から、次の指定時刻までにオンラインシステムを通じて送信される。送信された中間速報データは、速報本部に設置した「本部サーバ」が自動的に受信し、集計を行う。

審査係総括は、受信した市町村をチェックシートを用いて記録し、**予備電話係**に対して、指定時刻までに送信していない市町村に電話で連絡するよう指示すること。

審査係総括は、全市町村の審査が終了し、データが確定したら、その旨**全体調整係**に報告すること。

【指定時刻】

第1回目	10時00分現在を	10時20分までに
第2回目	11時00分現在を	11時20分までに
第3回目	14時00分現在を	14時20分までに
第4回目	16時00分現在を	16時20分までに
第5回目	18時00分現在を	18時20分までに
第6回目	19時00分現在を	19時20分までに

(2) 審査係

審査係（A・B・C・D・E）は、「推定中間投票率速報」の画面から隨時、受信データのチェックを行うこと。

なお、チェック作業は5名の**審査係**が以下のとおり分担して行う。

◎審査係の担当市町村の分担

審査係A：青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市

審査係B：十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市

審査係C：平内町、蓬田村、今別町、外ヶ浜町、鰺ヶ沢町、深浦町、西目屋村
藤崎町、大鰐町、田舎館村

審査係D：板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、
六ヶ所村、おいらせ町

審査係E：大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、
階上町、新郷村

審査係は、チェックの結果エラーのない市町村を隨時、審査係総括に報告すること。

なお、各審査係は、自己の担当分が終了した場合、審査係総括の指示で他の審査業務を支援することとする。

◎チェックポイント

他市町村に比べ著しく高い投票率で異常値のおそれがあるもの、男女一方だけの入力となっているもの、前回知事選における各回の投票数・率と大幅な変動がないか等（チェックリスト（別途配布予定）参照）を確認すること。

※ 選挙当日有権者数は、前日報告の「当日有権者見込数」をそのまま使用する。
(システム上、市町村側からは「当日有権者見込数」を修正できないようになっている。)

なお、各回の報告における「推定投票者数」が前回時報告のもの以下である場合及び各報告回において2回以上送信されたデータは、一旦「確認待」市町村一覧に自動的に登録され、画面右上の「要確認」欄に該当市町村数が表示される。

この場合、画面左上の「知事選 確認待」ボタンをクリックして画面を切り替えると確認待市町村が表示される。

異常値が認められる場合又は「確認待」市町村が発生した場合、審査係は、審査係総括に伝える。

審査係総括は、予備電話係に指示し、当該市町村に対して報告数値の確認を行うとともに、必要であれば再送信を指示すること。

また、確認の結果、修正・再送信が不要な場合は、審査係総括は当該市町村からの受信データを以下の方法により確認済として登録するよう審査係に指示すること。

◎確認済データの登録方法

ア 「確認待」市町村一覧から、確認済の市町村を選択し、画面右下の「詳細」ボタンをクリック。

イ 当該市町村の詳細画面で「登録」ボタンをクリック。

ウ イにより「確認待」市町村一覧から通常の市町村一覧に登録し直される。

◎再送信データの登録方法

ア 修正・再送信が必要であると判断された場合、確認待詳細画面下の「削除」ボタンにより、確認待データを削除する。(削除前は市町村から再送信できない)

イ 再送信されたデータを確認後、問題がなければ詳細画面下の「登録」ボタンをクリック。

ウ イにより「確認待」市町村一覧から通常の市町村一覧に登録し直される。

(3) 予備電話係

予備電話係は、審査係総括からの指示を受け、指定時刻までに送信していない市町村に対して送信の督促を行うこと。

予備電話係は、チェックの結果問題があり、審査係総括からの指示があった場合、直ちに予備電話で、当該市町村の中間投票率速報担当者に連絡の上、送信内容の確認又は再送信の指示を行うこと。

また、送信内容の確認、再送信の指示等を完了した旨を、審査係総括に伝えること。

(4) 全体調整係・報道担当

全体調整係は、随時審査係総括に確認して中間速報の進行状況を把握すること。各回の作業が完了した場合は、報道担当にその旨を報告すること。

各回の報道発表予定時刻までに進捗確認を行い、発表に遅れが発生することが確実である場合は、その対応を報道担当・速報総括と協議の上決定すること。また、決定された対応に基づき、各担当へ指示すること。

報道担当は、全体調整係からの作業完了報告を受けて、速報総括と協議の上、ホームページへの発表とそのプリントをシステム担当に指示すること。

(5) システム担当

システム担当は、報道担当からの指示を受けて、委託業者へ指示しホームページへ掲載すること。

ホームページ掲載前に、当該ページを1部プリントし、5部コピーして本部の次の各要員に配付すること。

本 部 5部 … 局長、次長（速報総括）、質疑担当（3名）に各1部

【報道発表予定時刻】

第1回目	10時00分現在を	10時40分までに
第2回目	11時00分現在を	11時40分までに
第3回目	14時00分現在を	14時40分までに
第4回目	16時00分現在を	16時40分までに
第5回目	18時00分現在を	18時40分までに
第6回目	19時00分現在を	19時40分までに

1-2 オンラインが使用できなくなった場合の対応

(1) 代行係

オンラインが使用できなくなった市町村からの報告は、各市町村選管へ送付した様式（オンラインの「入力画面」の様式）を使用し、「代行入力用指定ファクシミリ」(P20)に送信される。

代行係は、受信したファクシミリ報告を委託業者のシステムメンテに手渡し、「本部サーバ」への代行入力を指示すること。

なお、代行入力後は必ず、代行係がファクシミリの報告数値を読み上げ、システムメンテが、入力数値の確認を行った上で、「本部サーバ」への登録操作を行うこと。

代行係は、代行入力を要する全ての団体について入力完了後、その旨を審査係総括に報告すること。また、代行入力の結果、市町村からの報告数値に誤りを発見した場合は、代行係は、審査係総括に伝え、審査係総括は、予備電話係に指示し、当該市町村へ報告数値の確認を行うとともに、必要であれば市町村へ再送信を行うよう指示すること。

代行入力に係る登録作業が終わった後は、通常の手順に従い、**審査係**が入力された数値に異常値がないかチェックを行うこと。その結果異常値が認められる場合は、通常の手順に従った対応を行うこと。

【参考】

「青森県知事選挙『中間推定投票率』集計表」の推定投票率の算出方法は、次のとおりであり、市町村に対して、この算出方法を入力した「投票状況の中間報告用計算シート」を配付している。(6月2日)

- ア 全市町村が抽出した各投票所の「選挙当日の有権者数（前日の見込みと同じ）」及び「投票者数」をそれぞれ男、女ごとに集計し、それぞれの「投票率」を算出する。
(投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで求める。)
- イ 当該市町村の「選挙当日の有権者数」の男、女それぞれの計に、アで算出した男、女それぞれの投票率を乗じ、男、女の「推定投票者数」を求め（小数点以下は切り捨て）、それらを合計して「推定投票者数計」を算出する。
- ウ イで算出した当該市町村全体の推定投票者数を、当該市町村全体の選挙当日の有権者数（これは前日に報告された有権者の見込数と同じ）で除して、「推定投票率」を算出する。

1-3 報道発表後の訂正

投票状況の中間速報数値を県選管ホームページに掲載した後において、その訂正が必要になったときは、次によりその訂正を行う。ホームページへの掲載前にあっては、通常パターンでの誤りの処理（P2）に準じて処理すること。

(1) 予備電話係

予備電話係は、市町村から報告内容の変更連絡があった場合、速やかにその旨を**審査係総括**を通じて**全体調整係**に伝えること。

この際、電話は切らずに市町村担当者へは待つよう伝え、必要に応じて指示を伝えること。

(2) 全体調整係

全体調整係は、報告内容の訂正の取扱いについて、**報道担当**・**速報総括**と協議すること。協議の結果、訂正をホームページで発表する場合には、**全体調整係**は、**審査係総括**及び**予備電話係**を通じて当該市町村へ訂正報告の送信を指示するとともに、速やかに**報道担当**（代行入力が必要な場合は**代行係**も加える。）と連絡をとり、その連絡に係る作業の進捗状況を把握するとともに、適宜、その状況を速報総括に報告すること。

(3) 審査係総括・審査係

訂正報告を受けることが決まった場合、**審査係総括**は、**全体調整係**からの報告を受けて、訂正報告を受ける旨を審査係に伝え、**審査係**は、訂正報告の受信をチェックするとともに、誤りの有無を確認すること（誤りがあれば、直るまで繰り返し再処理すること）。

審査係総括は、訂正報告が完了したことを確認し、**全体調整係**へ報告すること。

(4) 全体調整係・報道担当

全体調整係は、**審査係総括**からの報告を確認し、訂正作業が終了したときは、**報道担当**にその旨を報告すること。

報道担当は、**システム担当**へ訂正文とホームページでの発表を指示すること。

(5) **システム担当**

システム担当は、**報道担当**からの指示を受けて、委託業者に対して訂正文の入力とホームページへの掲載を指示すること。

ホームページ掲載前に、当該ページを1部プリントし、5部コピーして本部の次の各要員に配付すること。また、ホームページ掲載後も、当該ページ（訂正後）を1部プリントし、5部コピーして同様に配付すること。（訂正前後の内容を情報共有するため。）

配付後のホームページ印刷原本は専用の袋に保管すること。

なお、報道各社への訂正発表もホームページ上で行うことから、原則として報道各社に対するコピー配付は行わない。

本 部 5部 … 局長、次長（速報総括）、質疑担当（3名）に各1部

2-1 投票状況の確定速報

投票状況の確定速報は、各市町村から、確定次第、オンラインシステムを通じて送信される。送信された投票確定データについては、速報本部に設置した「本部サーバ」が自動的に受信し、集計を行う。

また、集計された投票確定データは、「本部サーバ」からオンラインシステムを通じて、自動的に県選管ホームページに掲載される（中間速報の集計時は、全市町村のデータを確定した後に手動で掲載していたが、投票状況の確定速報は、自動かつリアルタイムで掲載される）。

(1) **審査係総括**

審査係総括は、受信した市町村をチェックシートを用いて記録し、各市町村の報告予定期刻と比較しつつ、**予備電話係**に対して、遅れの大きい市町村に電話で連絡するよう指示すること。

審査係総括は全市町村からの報告を受けた場合には、その旨を**全体調整係**に報告すること。

(2) **審査係総括・審査係**

審査係は、「確定投票者数速報」（マニュアルP29）の画面から隨時、受信データのチェックを行うこと。

「投票状況の確定速報」のチェック作業は5名の**審査係**がそれぞれの担当市町村について分担して行う（**審査係**の担当市町村の分担は2ページと同様とする）。**各審査係**は、自己の担当分が終了した場合、**審査係総括**の指示で他の審査業務を支援することとする。

受信データが以下の抽出条件に該当する場合には、「確定投票一覧」（マニュアルP29）画面の右上「要確認」欄にカウントされるため、これを目安に確認作業を進めること。

審査係は、ア 受信データが自動的に「確認待」に登録された場合又はイ 市町村からの報告データに誤りのおそれがあるものを発見した場合、**審査係総括**に伝える。

審査係総括は予備電話係に指示し、当該市町村に対してこの報告数値の確認を行うとともに、必要に応じて再送信を指示すること。

◎抽出条件

次のデータについては、システムが自動的に当該市町村のデータを「確認待」に移行させるように設定している。

ア 「選挙当日の有権者数」欄に問題があるデータ (⑦「選挙当日の有権者数」が見込数と比べ、10人以上減少した市、⑧5人以上減少した町村、⑨1人以上増加した市町村、

イ 2回以上送信されたデータ

確認の結果、修正・再送信が不要な場合は、**審査係総括**は当該団体の送信データを確認済として登録するよう**審査係**に指示すること（登録方法はP2「◎確認済データの登録方法」参照）。

受信データのチェックを行った結果、全市町村が確定したら、**審査係総括**は直ちに**全体調整係・報道担当**にその旨を報告すること。

(3) 予備電話係

予備電話係は、**審査係総括**からの指示があった場合は、直ちに予備電話で、当該市町村の中間投票率速報担当者に連絡の上、ア 送信の督促、イ 送信内容の確認又はウ 再送信の指示を行うこと。確認の結果は**審査係総括**に報告し、**審査係総括**はその結果を**全体調整係**に報告すること。

この際、電話は切らずに市町村担当者へは待つよう伝え、必要に応じて指示を伝えること。

(4) 全体調整係・報道担当・システム担当

全体調整係は、随時**審査係総括**に確認して投票状況の確定報告の進捗状況を把握すること。また、**審査係総括**からの受信完了報告があり次第、**全体調整係・報道担当**は**速報総括**と協議し、投票状況が確定したことをホームページ上に表示することを決定すること。

報道担当は、**システム担当**にその旨連絡すること。

システム担当は委託業者に表示をさせるとともに、ホームページ掲載前に、当該ページを1部プリントし、5部コピーして本部の各要員に配付すること。

2-2 オンラインが使用できなくなった場合の対応

「投票状況の中間速報」の受信方法(P3~4)を参考のこと。

2-3 誤りがあった場合の対応

この取扱は、確定投票者数が県選管ホームページに掲載された後（すなわち、機械的なエラーチェックで「確認待」に登録されなかった場合で、審査段階で誤りを発見した場合あるいは市町村側から報告内容の変更連絡を受けた場合）において発生した場合に適用される。

(1) 予備電話係

予備電話係は、市町村から報告内容の変更連絡があった場合、速やかにその旨を**審査係総括**を通じて**全体調整係**に伝えること。

この際、電話は切らずに市町村担当者へは待つよう伝え、必要に応じて指示を伝えること。

(2) 全体調整係

全体調整係は、報告内容の訂正の取扱いについて、報道担当・速報総括と協議すること。協議の結果、訂正をホームページで発表する場合には、全体調整係は、審査係総括及び予備電話係を通じて当該市町村へ訂正後の数値の送信を指示するとともに、速やかに報道担当（代行入力が必要な場合は代行係も加える。）と連絡をとり、その連絡に係る作業の進捗状況を把握するとともに、適宜、その状況を速報総括に報告すること。

(3) 審査係総括・審査係

訂正報告を受けることが決まった場合、審査係総括は、全体調整係からの報告を受けて、訂正報告を受ける旨を審査係に伝え、審査係は、訂正報告の受信をチェックするとともに、誤りの有無を確認すること（誤りがあれば、直るまで繰り返し再処理すること）。

審査係総括は、訂正報告が完了したことを確認し、全体調整係へ報告すること。

(4) 全体調整係・報道担当

全体調整係は、審査係総括からの受信完了報告を報道担当・速報総括へ連絡すること。報道担当は、訂正文案をシステム担当へ連絡しホームページへの入力を指示すること。

(5) システム担当

システム担当は、委託業者に対して訂正文の入力を指示しホームページに掲載すること。なお、掲載する文例については、5月6日に開催した報道機関との打合せ会議において示している。

ホームページ掲載前に、当該ページを1部プリントし、5部コピーして本部の次の各要員に配付すること。また、ホームページ掲載後も、当該ページ（訂正後）を1部プリントし、5部コピーして同様に配付すること。（訂正前後の内容を情報共有する。）

配付後のホームページ印刷原本は、専用の袋に保管すること。

なお、報道各社への発表もホームページ上で行うことから、原則として報道各社に対するコピー配付は行わない。

本 部 5部 … 局長、次長（速報総括）、質疑担当（3名）に各1部

3-1 得票状況速報

「得票状況速報」については、「開票中間数速報」（以下、「中間速報」という。）及び「開票確定数速報」（以下、「確定速報」という。）を行う。

なお、「中間速報」については、指定時刻において未確定の市及び町村から確定するまでの間、データが送信されるものである。

「中間速報」及び「確定速報」において市町村から送信された得票データは、速報本部に設置された「本部サーバ」が自動的に受信し、集計を行う。集計された得票データは、「本部サーバ」からオンラインシステムを通じて、自動的に県選管ホームページに掲載される。

(1) 審査係総括

次のデータは、各市町村から、オンラインシステムを通じて以下のとおり送信される。なお、確定速報のデータが入力された市町村からは、それ以後の中間速報は行われない。

- ・市の中間速報… 次の各指定時刻まで
- ・町村の中間速報… 確定が22時30分以降となる町村のみ、各指定時刻まで
- ・確定速報… 確定次第

【指定時刻】

(市) 第1回を21:30とし、以後、確定するまでの30分ごと

(町村) 第1回を22:30とし、以後、確定するまでの30分ごと

「本部サーバ」で受信したデータは、それぞれ次のア及びイとして集計されるので、**審査係総括**は、受信した市町村に係る各指定時刻の「中間速報」及び「確定速報」の状況について、チェックシートを用いて記録すること。

ア 「開票中間数速報」(マニュアルP32~)

- 各回ごとにデータの送信の有無を確認。画面左「入済」欄にチェックが入っていない市及び対象町村については送信を督促すること。
- すでに「確定速報」の報告のあった市町村については、画面左「確定」欄にチェックが入るので、ここで「中間速報」と区別すること。

イ 「開票確定数速報」(マニュアルP36~)

- 市町村の確定報告のみ集計。

審査係総括は、中間速報の状況を「開票中間数速報」の画面によりチェックし、指定時刻10分前になんでも報告のない市及び対象町村については、**予備電話係**に指示し、報告の督促を行うこと（システム上は、報告が遅延した場合、前回中間数値が適用される）。

審査係総括は、「開票確定数速報」については、各市町村の報告予定時刻と比較しつつ、**予備電話係**に対して、遅れの大きい市町村に電話で連絡するよう指示すること。

受信データのチェックを行い、全市町村からの「中間速報」、「確定速報」の報告を確認したら、**審査係総括**は直ちに**全体調整係**・**報道担当**にその旨報告すること。

(2) 審査係総括・審査係

審査係（5名）は、「開票中間数速報」及び「開票確定数速報」の画面から隨時、担当市町村（P2）からの受信データのチェックを行うこと。

各審査係は、自己の担当分が終了した場合、**審査係総括**の指示で他の審査業務を支援すること。

それぞれの報告の審査の流れは以下のとおりとする。

○中間速報値の確認

審査係は、「開票中間数速報」の各回ごとの画面で、速報内容のチェックをすること。

【チェックの観点】

- 別な指定時刻に係る入力画面に登録していないか。
ex. 指定時刻が22:00のデータを22:30の入力画面へ入力している。
- 入力欄を間違えていないか。

なお、受信データに以下のとおり一定の不整合が発生した場合、その受信データは、システムにより「確認待」に移行される。

○抽出条件

- 各回の報告における得票数が前回報告のものを下回る場合
- 各報告回において2回以上送信されたデータ

○確定速報値の確認

審査係は、「開票確定数速報」の画面で速報内容のチェックをすること。

【チェックの観点】

- ・入力欄を間違えていないか。
ex. 開票中間速報の結果と大きく数値が異なる。

※「中間速報値の確認」と「確定速報値の確認」の作業が重なる場合は、必ず「中間速報値の確認」を優先して行うこと。

○開票調報告確認

審査係は、確定速報値が入力された市町村については、当該市町村からの「開票調」の受信データを「開票調」（マニュアルP37）の画面でチェックをすること。データに以下のとおり一定の不整合が発生した場合、「開票調一覧」画面の右上「要確認」欄にカウントされるため、これを目安に確認作業を進めること。

なお、受信データに以下のとおり一定の不整合が発生した場合、その受信データは、システムにより「確認待」に移行される。

◎抽出条件

ア 次に該当する場合

- ・「不受理」、「持ち帰り」 市部は10票超、町村部は5票超
- ・「その他」 全市町村1票以上

イ 2回以上送信されたデータ

○無効投票の内訳

「無効投票の内訳」は、「開票確定数速報」及び「開票調」とは別に市町村から送信されることから、「進捗状況一覧」（マニュアルP45）により送信があったことを確認する。また、画面に表示される無効投票の内訳を見て異常値がないか確認する。

これらの報告に関して、市町村からの報告データに誤りのおそれがあるものを発見した場合は、**審査係**は、**審査係総括**に伝える。

審査係総括は、**予備電話係**に指示し、当該市町村にその報告数値の確認を行うこと。

確認の結果、修正・再送信が不要な場合は、**審査係総括**は当該市町村からの受信データを確認済として登録するよう、**審査係**に指示すること（登録方法は2ページ「確認済データの登録方法」参照）。

(3) 予備電話係

予備電話係は、**審査係総括**からの指示があった場合は、直ちに予備電話で、当該市町村の速報責任者に連絡の上、報告数値の確認をすること。確認の結果は**審査係総括**に報告すること。

この際、電話は切らずに市町村担当者へは待つよう伝え、必要に応じて指示を伝えること。

(4) 全体調整係・報道担当・システム担当

全体調整係は、隨時**審査係総括**に確認して、「中間速報」、「確定速報」の進捗状況を把握すること。また、**審査係総括**からの受信完了報告があり次第、**全体調整係・報道担当**は**速報総括**と協議し、得票状況確定をホームページ上でメッセージ表示することを決定すること。

報道担当は、**システム担当**にその旨連絡すること。

システム担当は委託業者に表示をさせるとともに、ホームページ掲載前に、当該ページを1部プリントし、5部コピーして本部の各要員に配付すること。

3-2 オンラインが使用できなくなった場合の対応

「投票状況の中間速報」の受信方法を参照（P 3-1-2 (1) 代行係）のこと。

3-3 誤りがあった場合の対応

(1) 予備電話係

予備電話係は、市町村から報告内容の変更連絡があった場合、速やかにその旨を**審査係総括**を通じて**全体調整係**に伝えること。

この際、電話は切らずに市町村担当者へは待つよう伝え、必要に応じて指示を伝えること。

(2) 全体調整係

全体調整係は、報告内容の訂正の取扱いについて、**報道担当**・**速報総括**と協議すること。

協議の結果、訂正をホームページで発表する場合には、**全体調整係**は、**審査係総括**及び**予備電話係**を通じて当該市町村へ訂正報告の送信を指示するとともに、速やかに**報道担当**（代行入力が必要な場合は**代行係**も加える。）と連絡をとり、その連絡に係る作業の進捗状況を把握するとともに、適宜、その状況を**速報総括**に報告すること。

(3) 審査係総括・審査係

訂正報告を受けることが決まった場合、**審査係総括**は、**全体調整係**からの報告を受けて、訂正報告を受ける旨を**審査係**に伝え、**審査係**は、訂正報告の受信をチェックするとともに、誤りの有無を確認すること（誤りがあれば、直るまで繰り返し再処理すること）。

審査係総括は、訂正報告が完了したことを確認し、**全体調整係**へ報告すること。

(4) 全体調整係・報道担当

全体調整係は**審査係総括**からの受信完了報告を**報道担当**・**速報総括**へ連絡すること。

報道担当は、訂正文をシステム担当へ連絡しホームページへの入力を指示すること。

(5) システム担当

システム担当は委託業者に対して訂正文の入力とホームページへの掲載を指示すること。

ホームページ掲載前に、当該ページを1部プリントし、5部コピーして本部の次の各要員に配付すること。また、ホームページ掲載後も、当該ページ（訂正後）を1部プリントし、5部コピーして同様に配付すること。（訂正前後の内容を情報共有する。）

配付後のホームページ印刷原本は専用の袋に保管すること。

なお、報道各社への発表もホームページ上で行うことから、原則として報道各社に対するコピー配付は行わない

本 部 5部 … 局長、次長（速報総括）、質疑担当（3名）に各1部

[以 上]

[投・開票速報体制]

青森県知事選挙 速報体制

1 速報本部

総括 大川局長

速報総括 太田次長（報道機関対応）

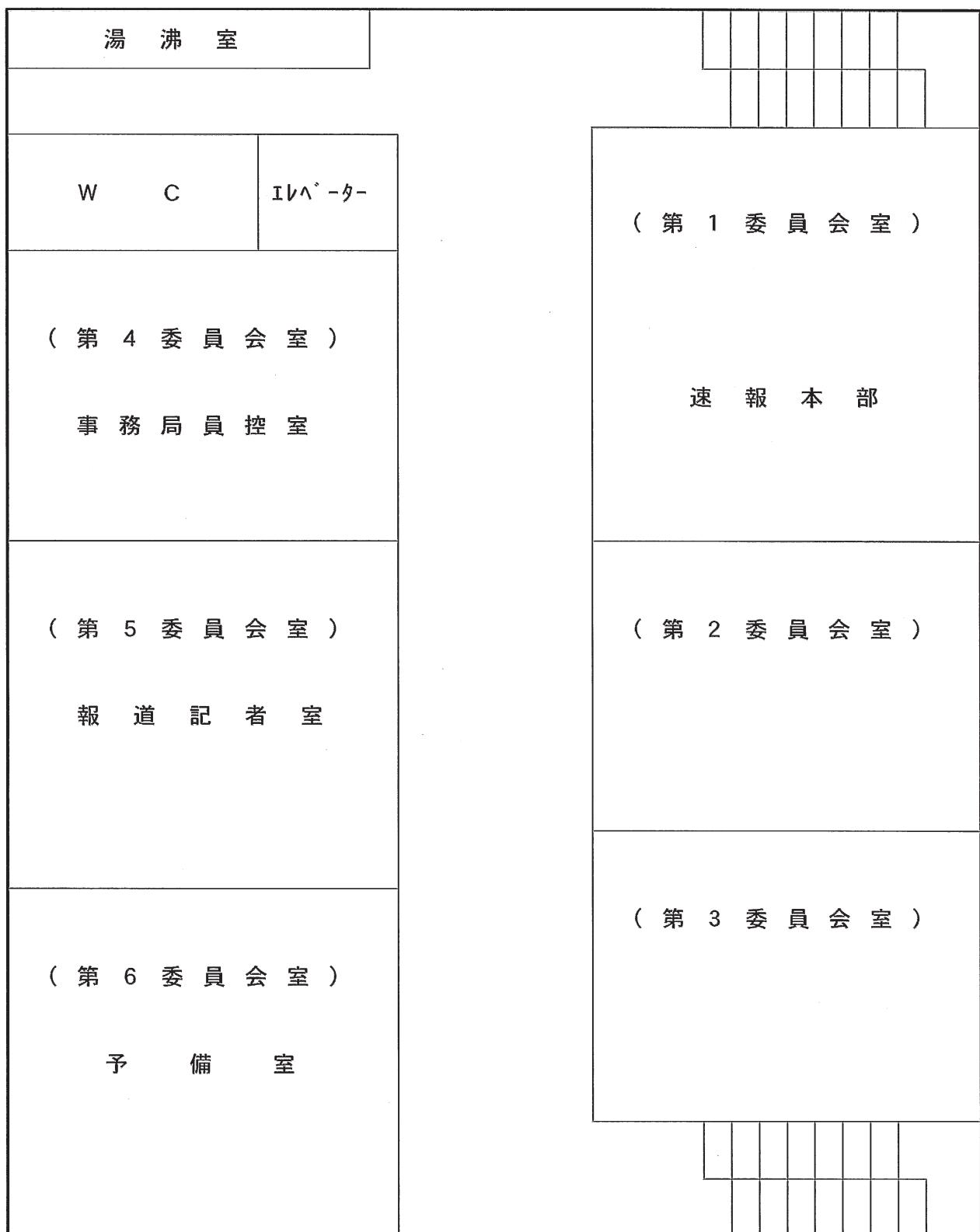
速報事務局

報道担当	奈良岡 G M
全体調整係	二木 G M
審査係総括	天間総括主幹
審査係 A	鶴谷主幹
B	戸嶋主査
C	東主事
D	立花主事
E	福士主事
予備電話係	川田主幹、石岡主事
代行係	栗田主事
システム担当	野呂主査

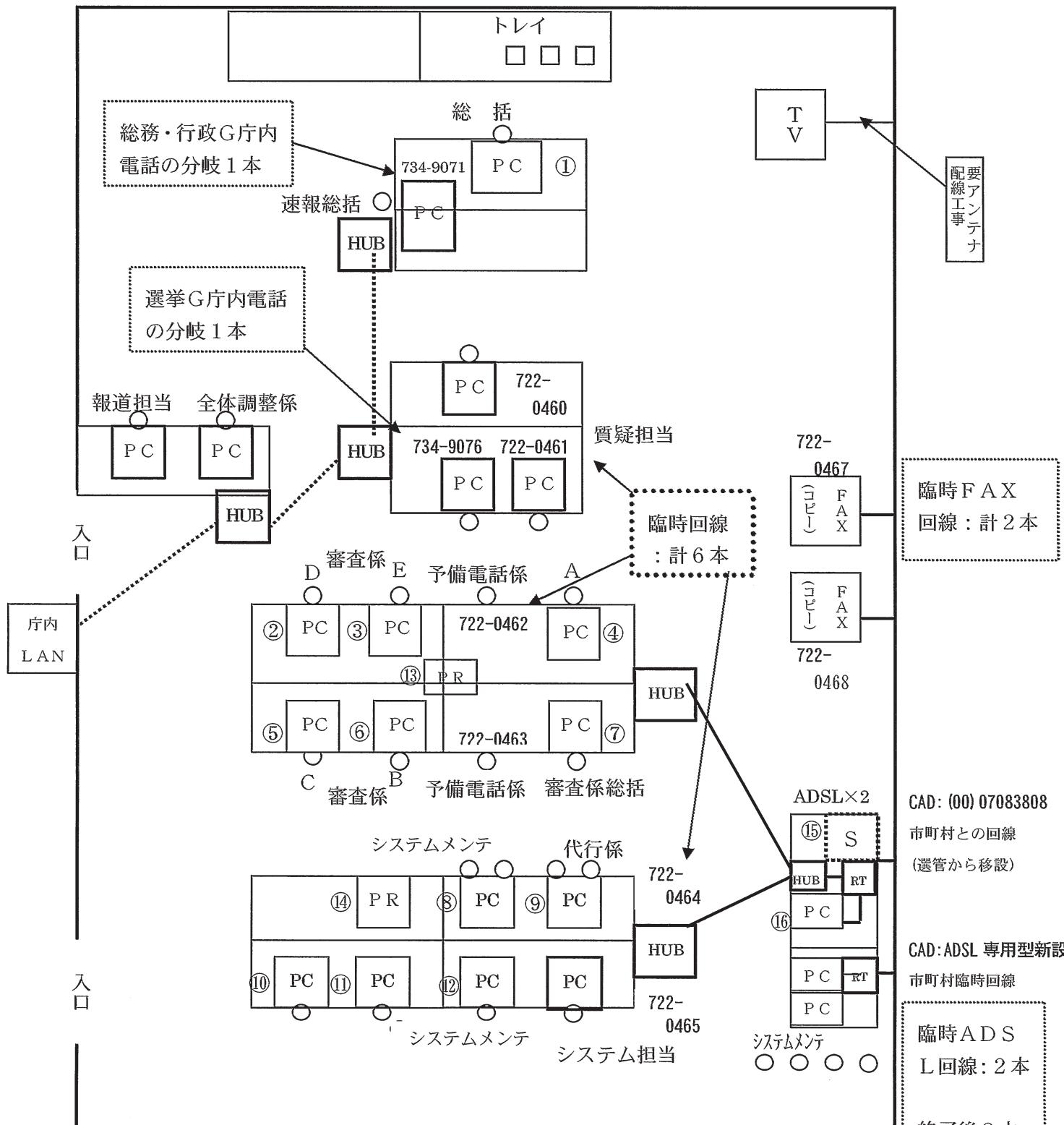
2 質疑担当

川崎主幹、高橋主査、田中主査

会場配置図（議会棟 6 階）



本部配置図（第1委員会室）



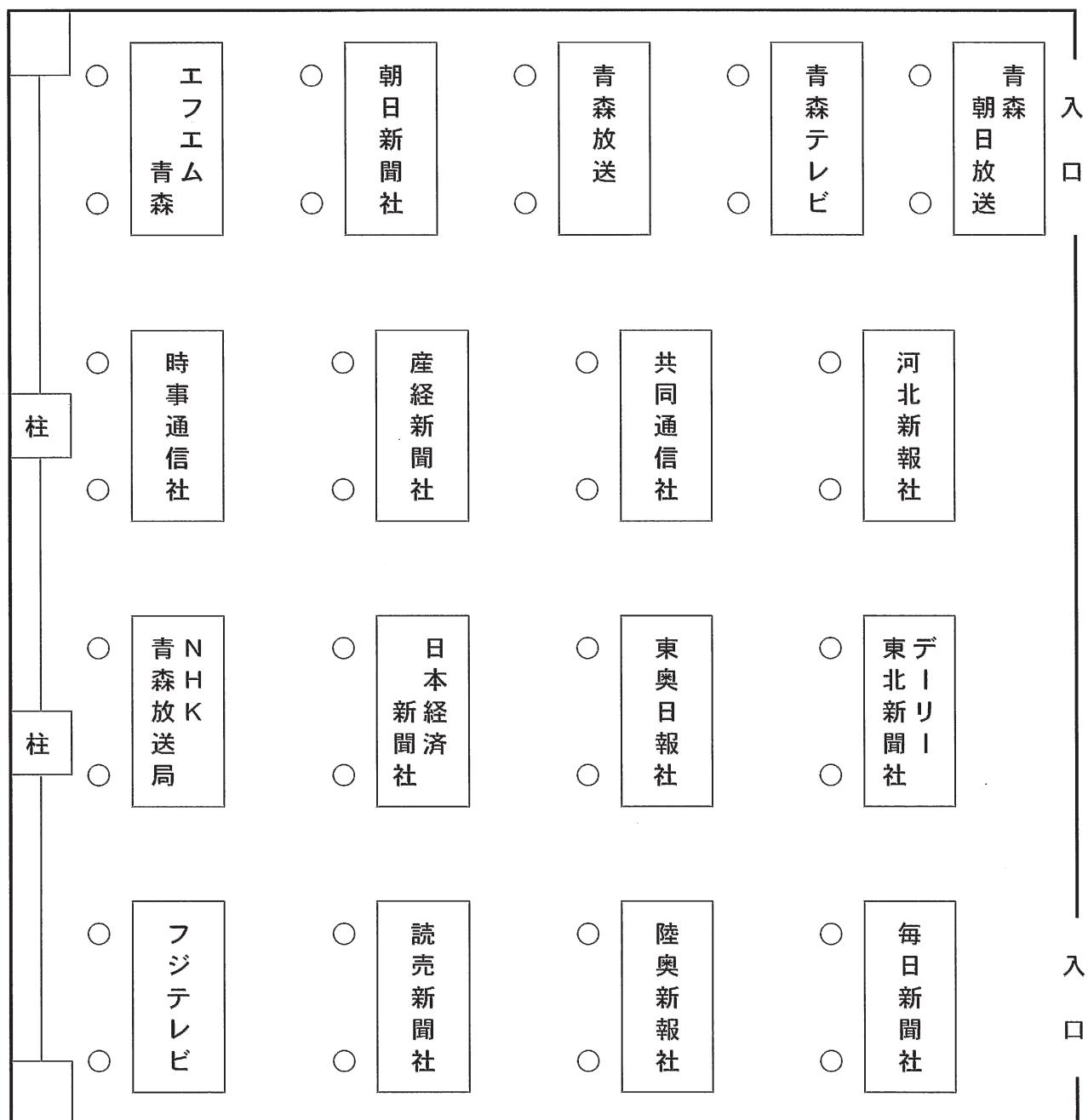
・上図右下部のシステムメンテ部分にはサーバー用モニタを1台設置する。

・システムメンテ部分には予備のパソコン用電源（1台分）を追加する。

※ [] のパソコン、HUB等は職員の日常使用するパソコン等を持ち込んで対応。

その他のパソコン、各種機器類は業者からのレンタルで対応（委託契約に含む）。

報道記者室配置図（第5委員会室）



青森県知事選挙 中間速報連絡場所一覧

市町村名	中間速報会場	電話番号	FAX番号	速報責任者	
				職	氏名
青森市	青森市選挙管理委員会事務局	017-734-5822	017-734-1124	主事	大沢 真也
弘前市	弘前市選挙管理委員会事務局	0172-35-1129	0172-38-3396	総括主査	栗嶋 博美
八戸市	八戸市選挙管理委員会事務局	0178-43-9167	0178-45-3339	次長	鈴木 貴司男
黒石市	黒石市選挙管理委員会事務局	0172-52-2111	0172-52-5324	係長	中田 憲人
五所川原市	五所川原市民体育館	0173-34-7526	0173-34-7528	課長補佐	櫛引 和雄
十和田市	十和田市選挙管理委員会事務局	0176-51-6778	0176-23-5323	総括主幹	畠山 光弘
三沢市	三沢市選挙管理委員会事務局	0176-53-5111	0176-53-5121	主査	姥名 亮
むつ市	むつ市役所 第2会議室	0175-22-1157	0175-22-1156	防災政策課長	工藤 初男
つがる市	つがる市選挙管理委員会事務局	0173-42-2540	0173-42-5655	主幹	横山 晃
平川市	平川市平賀総合運動施設体育館	0172-44-1493	0172-44-1493	係長	樋口 幸美
平内町	平内町役場	017-755-2111	017-755-2145	課長補佐	小林 正人
今別町	今別町役場	0174-35-2001	0174-35-2298	主幹	佐渡 廉剛
蓬田村	蓬田村役場	0174-27-2111	0174-27-3255	書記	越田 秋彦
外ヶ浜町	外ヶ浜町役場	0174-31-1111	0174-31-1215	班長	小鹿 将人
鰺ヶ沢町	鰺ヶ沢町山村開発センター	0173-82-1417	0173-82-1417	事務局次長	寺沢 慎吾
深浦町	深浦町市民総合センター 町民文化ホール	0173-74-2111	0173-74-4415	主査	鹿内 謙三
西目屋村	西目屋村選挙管理委員会事務局	0172-85-2807	0172-85-3040	係長	三浦 勝
藤崎町	スポーツプラザ藤崎	0172-75-3111	0172-75-2515	主幹	三上 孝之
大鰐町	大鰐町役場 第1会議室	0172-48-2111	0172-47-6742	主任主査	原子 学
田舎館村	田舎館村選挙管理委員会事務局	0172-58-2111	0172-58-4751	事務局次長	須藤 芳仁
板柳町	板柳町選挙管理委員会事務局	0172-73-2111	0172-73-2120	係長	会津 鉄大
鶴田町	鶴田町国際交流会館 ホール	0173-22-2111	0173-22-2478	主査	神 嘉徳
中泊町	中泊町中央公民館	0173-57-2341	0173-57-2343	係長	田中 純人
野辺地町	野辺地町立体育館	0175-64-1459	0175-64-1459	書記	金ヶ崎 春明
七戸町	七戸中央公民館	0176-68-2112	0176-68-2486	主任主査	大池 昭広
六戸町	六戸町役場	0176-55-3198	0176-55-3112	書記	川村 雄宇
横浜町	横浜町役場(午後4時以前)	0175-78-2111	0175-78-2118	総括主幹	高橋 敏広
	横浜町トレーニングセンター(午後4時以降)	0175-78-2979	0175-78-2980		
東北町	東北町民文化センター学童室	0176-56-5106	0176-56-4235	総括主幹	阿部 雅彦
六ヶ所村	六ヶ所村選挙管理委員会事務局	0175-72-2111	0175-72-2259	事務局長	村井 論
おいらせ町	おいらせ町役場 本庁舎	0178-56-2111	0178-56-4364	主査	西村 大
大間町	大間町立公民館	0175-37-5783	0175-37-4661	書記	増山 渉
		0175-37-5784			
東通村	東通村役場	0175-27-2111	0175-27-2130	書記	成田 貴弘
風間浦村	風間浦村役場	0175-35-2111	0175-35-2403	次長	能渡 善行
佐井村	津軽海峡文化館「アルサス」しおさいホール	0175-38-2573	0175-38-4525	事務局次長	間山 英伸
		0175-38-2574			
三戸町	三戸町役場	0179-20-1111	0179-20-1102	書記	太田 明雄
五戸町	五戸町選挙管理委員会事務局	0178-62-2111	0178-62-6317	総括主査	赤坂 哲也
田子町	田子町役場	0179-32-3111	0179-32-4294	書記	山本 美智子
南部町	南部町選挙管理委員会事務局	0178-84-2111	0178-84-4404	書記	山加 あずさ
階上町	ハートフルプラザ・はしかみ	0178-88-2522	0178-88-3069	書記	田中 靖子
新郷村	新郷村山村開発センター	0178-78-2111	0178-78-2118	書記	高見 憲一

青森県知事選挙投票開票速報 指定ファクシミリ及び指定電話番号一覧

【オンライン障害時に投票結果等を送付するFAX番号】

区分	報告内容	選挙当日の有権者見込数	投票中間	投票確定	中間得票	得票確定
	対象	全市町村			市及び対象町村	全市町村
市町村						
指定FAX番号	017-722-0467、017-722-0468					

【質疑応答用指定電話】

※ 公職選挙法に関する疑義が生じた場合に使用してください。また、報告前に異常な数値を把握した場合の事前連絡及び緊急の場合に使用してください。

**017-722-0460
017-722-0461**

【速報システム関係照会用電話】

※ オンラインシステムに関する疑義が生じた場合に使用してください。
017-722-0465

【訂正報告用・解除用指定電話】

※ オンラインにより既に報告した内容に誤りがあった場合の事前連絡に使用してください。また、報告すべき事項を全て報告し、相当の時間が経過してもオンラインによる解除指示が届かない場合に使用してください。

**017-722-0462
017-722-0463**

【代行入力用指定電話】

※ オンラインが不通となり、ファクシミリによる報告に切り替えた後に、既に報告した内容に誤りがあった場合に使用してください。

017-722-0464

青森県知事選挙 開票速報連絡場所一覧

市町村名	開票速報会場	電話番号	FAX番号	投票結果報告予定時刻	開票開始予定時刻	開票終了予定時刻
青森市	青森市民体育館	017-742-7894	017-743-5573	21:30	21:15	22:45
弘前市	弘前市民体育館	0172-33-5271	0172-33-5271	21:20	21:10	21:50
八戸市	八戸市体育館	0178-47-8351	0178-47-8336	21:30	21:15	22:35
黒石市	黒石市中央スポーツ館	0172-52-2709	0172-52-2709	21:15	21:00	22:15
五所川原市	五所川原市民体育館	0173-34-7526	0173-34-7528	21:40	21:10	23:00
十和田市	十和田市総合体育センター	0176-22-9701	0176-22-9702	21:15	21:15	22:40
三沢市	三沢市総合体育館	0176-50-1098	0176-50-1098	21:30	21:00	22:00
むつ市	むつ市役所 第2会議室	0175-22-1157	0175-22-1156	21:00	21:00	22:30
つがる市	つがる市生涯学習交流センター「松の館」	0173-49-1200	0173-49-1212	21:30	21:00	22:30
平川市	平川市平賀総合運動施設体育館	0172-44-1493	0172-44-1493	21:00	21:00	22:30
平内町	平内町勤労青少年ホーム	017-755-3945	017-755-3954	21:00	21:00	22:00
今別町	今別町役場	0174-35-2001	0174-35-2298	20:30	21:00	21:40
蓬田村	蓬田村ふるさと総合センター	0174-27-2748	0174-27-2748	20:20	20:50	22:00
外ヶ浜町	外ヶ浜町役場 3階 大会議室	0174-31-1111	0174-31-1215	20:30	20:45	22:00
鰺ヶ沢町	鰺ヶ沢町山村開発センター	0173-82-1417	0173-82-1417	20:50	21:00	22:30
深浦町	深浦町民総合センター 町民文化ホール	0173-74-2111	0173-74-4415	21:10	21:00	22:30
西目屋村	西目屋村中央公民館	0172-85-2176	0172-85-3132	20:30	20:40	21:40
藤崎町	スポーツプラザ藤崎	0172-75-2997	0172-75-2998	20:55	21:00	21:55
大鰐町	大鰐町中央公民館 4階集会室	0172-48-3201	0172-48-3215	21:00	20:50	22:00
田舎館村	田舎館村選挙管理委員会事務局	0172-58-2111	0172-58-4751	21:05	21:00	22:00
板柳町	板柳町多目的ホールあぶる	0172-72-1800	0172-72-1801	21:00	20:45	22:00
鶴田町	鶴田町国際交流会館 ホール	0173-22-2111	0173-22-2478	20:50	21:00	22:00
中泊町	中泊町中央公民館	0173-57-2341	0173-57-2343	21:00	21:00	22:00
野辺地町	野辺地町立体育館	0175-64-1459	0175-64-1459	21:00	20:30	22:00
七戸町	七戸中央公民館	0176-68-2920	0176-68-2176	20:20	20:50	22:10
六戸町	六戸町文化ホール	0176-55-5511	0176-55-5514	21:00	21:00	22:00
横浜町	横浜町トレーニングセンター	0175-78-2979	0175-78-2980	20:45	20:45	21:20
東北町	東北町民文化センター学童室	0176-56-5106	0176-56-4235	20:50	21:00	22:30
六ヶ所村	中央公民館	0175-72-2111	0175-72-2246	21:00	21:00	22:00
おいらせ町	おいらせ町民交流センター	0178-56-4711	0178-56-4712	20:55	21:00	21:50
大間町	大間町立公民館	0175-37-5783 0175-37-5784	0175-37-4661	20:30	20:40	21:20
東通村	東通村体育館	0175-27-2200	0175-27-3611	20:50	21:00	21:45
風間浦村	風間浦村中央公民館	0175-35-2111	0175-35-2403	20:30	20:30	21:30
佐井村	津軽海峡文化館「アルサス」しおさいホール	0175-38-2573 0175-38-2574	0175-38-4525	20:15	20:45	21:30
三戸町	三戸町民体育館	0179-20-0189	0179-22-2324	21:00	21:00	22:30
五戸町	五戸町立公民館体育センター	0178-62-4065	0178-62-4065	20:55	21:00	22:30
田子町	田子町中央公民館	0179-20-7070	0179-20-7075	20:15	21:00	21:50
南部町	南部町総合保健福祉センター ゆとりあ	0178-84-2349	0178-84-2349	21:00	21:00	22:30
階上町	ハートフルプラザ・はしかみ	0178-88-2522	0178-88-3069	20:30	21:00	22:30
新郷村	新郷村山村開発センター	0178-78-2111	0178-78-2118	20:50	20:45	21:30

4 青森県知事選挙の投開票速報に係る報道協議会との事務打合せ資料

平成23年5月6日（金）
県庁西棟7階C会議室

1 速報体制

- (1) 投開票日：平成23年6月5日（日）
- (2) 速報本部：県議会第1委員会室
- (3) 報道記者室：県議会第5委員会室

2 選挙当日の有権者見込数

6月4日（土）午後2時頃に、次の集計結果を各社へメール送信します。

- ◆「青森県知事選挙 当日有権者見込数」（資料1）
(電話でも回答します。TEL：734-9076)

3 投票状況の中間速報

各市町村の投票率を基に県内の投票率を推定し、次の集計結果を報道機関用の投開票速報ホームページ（資料2）で発表します。

- ◆「青森県知事選挙 中間推定投票率集計表」（資料3）
(html・excel・csv形式)

＜発表予定時刻＞

- ・第1回：10時00分現在を 10時40分までに発表
- ・第2回：11時00分現在を 11時40分までに発表
- ・第3回：14時00分現在を 14時40分までに発表
- ・第4回：16時00分現在を 16時40分までに発表
- ・第5回：18時00分現在を 18時40分までに発表
- ・第6回：19時00分現在を 19時40分までに発表

4 投票状況の確定速報

各市町村の確定報告を受信し次第、次の集計結果を報道機関用の投開票速報ホームページ（資料2）にリアルタイムで発表します。

- ◆「青森県知事選挙 投票状況確定集計表」（資料4）
(html・excel・csv形式)

5 得票状況の速報

(1) 各市町村からの「中間報告」及び「確定報告」を受信次第、次の集計結果を報道機関用の投開票速報ホームページ（資料2）にリアルタイムで発表します。

◆「青森県知事選挙 得票状況集計表」（資料5）

（html・excel・csv形式）

なお、中間報告については下記のとおりです。

・市：21時30分現在の状況を第1回目として発表。

以後確定するまで30分おきに発表。

・町村：22時30分現在の状況を第1回目として発表。

以後確定するまで30分おきに発表。

（ただし、第1回目の22時30分までに確定した町村は除きます。）

(2) また、全市町村の得票状況が確定し次第、次の集計結果を報道機関用の投開票速報ホームページ（資料2）に掲載します。

◆「青森県知事選挙 開票調」（資料6）

（html・excel・csv形式）

◆「青森県知事選挙 確定得票総括表」（資料7）

（html・excel・csv形式）

6 発表後の訂正

報道機関用の投開票速報ホームページ（資料2）のトップページの「お知らせ」ページ及びhtml形式の各種集計表の「お知らせ」欄に、訂正内容を次のように掲載してお知らせします。

また、「投票状況確定集計表」及び「得票状況集計表」については、これらの集計表における該当市町村の「訂正」欄に訂正時刻を表示します。

<訂正例1> 投票状況確定集計表の訂正

発表時間：**:**

市町村名：○○市

訂正速報の種類：投票状況確定集計表

訂正内容：投票者数

・男 ○→○

・女 ○→○

・計 ○→○

<訂正例2> 得票状況集計表の訂正

発表時間：**:**

市町村名：○○市

訂正速報の種類：得票状況集計表

訂正内容：得票数

・○○ ○○ ○→○

7 報道記者室への紙資料の提供

投開票速報は、報道機関用の投開票速報ホームページ（資料2）を通じて行うこととし、紙資料の提供は行いません。

ただし、事故その他重大な障害により、ホームページへの掲載ができなくなった場合には、紙資料を提供します。（報道記者室の各社の机の上に設置するトレイへ配付します。）

また、各社において整備したインターネット機器が重大な障害により不通となり、ホームページを通じて速報を受信することができなくなった場合には、紙資料を提供します（報道記者室の各社の机の上に設置するトレイへ配付することを原則とします）。

8 その他

- (1) 速報用ホームページのアドレス及びパスワードについては、別途通知します。
- (2) 報道記者室において各社が使用する機器に使用する臨時電話回線等は、各社において直接NTTへ申し込みしてください。なお、設置工事は県庁電話保守業者の立合が必要なため、5月31日（火）に実施されますよう、NTTとの調整をお願いします。
- (3) 県議会委員会室の机、カーペット等は、汚損することのないようご注意願います。
- (4) 投開票日には、県庁東側駐車場をご利用いただけます。正面受付から鍵を借用し、駐車後に鍵を返却していただきますようお願いします。
- (5) 県選管と市町村選管の間の第2回（5月26日（木））及び第3回（6月2日（木））投開票速報リハーサルの状況は、報道機関用の投開票速報ホームページ（資料2）において公開する予定です。

各リハーサルの詳細については、その都度お知らせします。

9 参考資料（様式一覧）

- | | | | |
|-------------|-------------------------|------------------|-----|
| (1) 青森県知事選挙 | 当日有権者見込数 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 資料1 |
| (2) 青森県知事選挙 | 投開票速報<報道機関HPのトップページの画像> | ・ | 資料2 |
| (3) 青森県知事選挙 | 中間推定投票率集計表（excel形式） | ・・・・・・・・ | 資料3 |
| (4) 青森県知事選挙 | 投票状況確定集計表（excel形式） | ・・・・・・・・ | 資料4 |
| (5) 青森県知事選挙 | 得票状況集計表（excel形式） | ・・・・・・・・ | 資料5 |
| (6) 青森県知事選挙 | 開票調（excel形式） | ・・・・・・・・ | 資料6 |
| (7) 青森県知事選挙 | 確定得票総括表（excel形式） | ・・・・・・・・ | 資料7 |

5 青森県知事選挙に係る投開票速報要領

第1 速報の方法

- 1 投開票速報の報告は、全て投開票速報システムを使用するオンライン（以下「オンライン」という。）により行います。

なお、報告誤りがあった場合は、速やかにオンラインの再送信を行うこと。

また、速報担当者は、事前に差替えを送信する旨を、別途通知する「青森県知事選挙投開票速報指定FAX及び指定電話番号一覧」（以下「指定電話番号一覧」という。）の「訂正報告用指定電話」あてに電話連絡してください。

- 2 オンラインが使用できなくなった場合の対応

オンラインが使用できなくなった場合は、県本部において代行入力を行うので、オンラインの入力画面を印刷したものを様式として使用し、別途通知する「指定電話番号一覧」の指定FAXあてに送信してください（オンラインの入力画面は、後日配付します）。

なお、報告誤りがあった場合は、訂正箇所を見え消しで訂正の上、様式右上に「差替」と明記して、速やかに再送信してください。

また、速報担当者は、事前に差替えを送信する旨を、別途通知する「指定電話番号一覧」の「代行入力用指定電話」あてに電話連絡してください。

第2 選挙前日の速報

選挙当日の有権者見込数を、6月4日（土）の午前10時までに、オンラインにより報告してください。

なお、選挙当日の有権者見込数については、5月18日（水）現在の選挙人名簿登録者数から死亡者、転出者（県内及び県外）、公民権停止者等、当日選挙権を有しない者を除いた数を報告してください。

ただし、転出表示されている者でも、(1) 転出前に期日前投票を済ませた者、(2) 引き続き県内に住所を有する証明書を持参して期日前投票を済ませた者は当日有権者数に含まれるので注意してください。

第3 選挙当日の速報

1 投票状況の中間速報

- (1) 各市町村は、投票状況について、次の指定時刻にオンラインにより報告してください。

報告する際の「当日有権者見込数」については、6月4日（土）に報告した数値に変更が生じた場合でも、変更せずに報告してください。

なお、変更が生じた場合は、すべて投票状況の確定速報の際に報告してください。

＜指定時刻＞

- ・第1回 10時00分現在を 10時20分までに
- ・第2回 11時00分現在を 11時20分までに
- ・第3回 14時00分現在を 14時20分までに
- ・第4回 16時00分現在を 16時20分までに
- ・第5回 18時00分現在を 18時20分までに
- ・第6回 19時00分現在を 19時20分までに

＜注意点＞

- ① 報告する「推定投票者数」には、「期日前投票者数」は含まないので注意してください。
- ② 「不在者投票者数」は、原則として第6回報告時にまとめて報告してください。
ただし、作業の都合上、既に受理・不受理を決定した票がある場合は、第6回報告時以外にも、不在者投票者数を含めた数字を報告して構いません。

(2) 推定投票率の算出方法（一部の投票所を抽出し、算出している場合）

- ア 推定投票率を算出する市町村は、抽出された各投票所の「選挙当日の有権者数」及び「投票者数」をそれぞれ男女別に集計し、男女別の「投票率」（小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで）を求めてください。
- イ 既に各市町村で把握している「市町村全体の男女別の選挙当日の有権者数」に、アで算出した投票率を乗じて「当該市町村全体の男女別の推定投票者数」を算出（小数点以下は切り捨て）します。
- ウ イで算出した男女別の推定投票者数を合計して「市町村全体の推定投票者数」を算出します。
- エ ウで算出した「市町村全体の推定投票者数」を「市町村全体の選挙当日の有権者数」で除して、推定投票率を算出します。

2 投票状況の確定速報

確定し次第、オンラインにより報告を行ってください。

報告誤りが多いことから、十分留意してください。

※ 平成22年3月3日に開催した「投開票速報事務研修会」の資料を参照してください。

<注意点>

- ① 各市町村は、事前に各投票区の投票結果を集計するための準備をしてください。
(集計表の作成、各投票区別・男女別の選挙当日の有権者数の記載等)
- ② 「投票者数」については、「当日投票者数」、「期日前投票者数」及び「不在者投票者数」の合計であることから、それぞれの数について、二重計上や計上漏れ等のないよう、必ず確認してください。
- ③ 「選挙当日の有権者数」には、引き続き県内に住所を有する証明書を持参して投票した者が含まれていることを必ず確認してください。

3 得票状況の中間速報

- (1) 市は、「21時30分現在の状況」を第1回目として、確定するまで30分ごとに、オンラインにより報告を行ってください。
- (2) 町村は、「22時30分現在の状況」を第1回目として、確定するまで30分ごとに、オンラインにより報告を行ってください。
(ただし、第1回目の22時30分までに確定した町村については、報告不要)
- (3) 報告は、各所定時刻の10分前までに送信してください。
例) 「21時30分現在の状況」は、「21時20分」までに送信してください。
- (4) 得票状況の中間速報は100票単位で行ってください。
- (5) 所定の速報時刻には、候補者の得票数が「0」であっても、必ず送信してください。
また、前回の報告結果と同じであっても、必ず送信してください。

4 得票状況の確定速報

確定し次第、オンラインにより報告を行ってください。

この時、「あん分の内訳」及び「無効投票の内訳」も併せて報告を行ってください。

<注意点>

- ① 得票状況の確定速報は、投票者数、投票総数、有効投票数等とよく照合・確認した上で行ってください。
なお、投票者数と投票総数が一致しない場合は、一般的に次のようなことが考えられます。
 - a 投票総数が投票者数より少ない場合
 - ・不受理の決定を受けた不在者投票又は仮投票がある場合
 - ・投票者が投票しないで投票用紙を持ち帰った場合

b 投票総数が投票者数より多い場合

- 選挙人が正規に投票したほか、候補者氏名を記入した紙片等（全く投票と認められないものを除く。）を投入した場合

② 各市町村から報告された数値については、県において審査した上で、ホームページに掲載して発表することとしていますが、市町村から以下の数値が報告された場合は、保留の上、当該市町村に対して確認することとしていますので、該当する市町村は、その後の作業を円滑に進めるためにも、オンラインによる報告を行う前に、別途通知する「指定番号一覧」の「質疑用指定電話」(734-9076を除く)あてに電話連絡してください。

- 不 受 理：市部は10票超、町村部は5票超の場合
- 持 帰 り：市部は10票超、町村部は5票超の場合
- そ の 他：全団体1票以上の場合

③ ②の場合以外でも、各速報において報告された数値に疑義がある場合は、県から連絡するため、必ず連絡を受けられる体制（直通電話が理想的であるが、直通電話がない場合は、代表電話に応答する係と事前に打ち合わせておくなど、速やかに電話が担当者に転送されるような体制）を維持してください。

第4 速報体制の解除

市町村の速報体制については、県から「オンラインによる解除指示」がある（市町村選管の入力画面の右上の「未解除」の表示が消えて、時刻が表示された状態）まで、担当者は必ず開票場所で待機してください。

なお、県からオンラインによる解除指示が届かない場合は、別途通知する「指定電話番号一覧」に記載された「解除用指定電話」あてに照会してください。

第5 報道機関等に対する発表

県に対する速報を行った後に各市町村選管が行う報道機関等への発表は、開票事務等に影響がない限り実施して差し支えありません。

第6 投開票事務についての疑義

投開票事務について疑義がある場合は、別途通知する「指定電話番号一覧」に記載された「質疑応答用指定電話」あてに照会し、回答を求めてください。

6 青森県知事選挙啓発推進事業要領

1 趣旨

明るい選挙を実現するためには、すべての県民が選挙の意義を自覚するとともに、選挙の正しいルールを守り、進んで投票に参加することが必要である。

このため、今回の県知事選挙においては、投票総参加の呼びかけときれいな選挙の推進を重点に各種啓発事業を行うものである。

2 重点事項

(1) 投票総参加の呼びかけ

選挙は、県民が県政に参加する最も重要な基本的な機会であること、投票に参加することが県民の権利であり、責務でもあることを周知徹底し、有権者が貴重な一票を進んで投票するよう呼びかけるものとする。

(2) きれいな選挙の推進

選挙に対する有権者の認識を深め、候補者の主義及び主張を十分に見極めて自覚ある投票をするよう呼びかけ、また、選挙の正しいルールを周知徹底することにより、買収、供應等の悪質な選挙違反を一掃し、選挙人の自由な意思で投票することができるよう、明るい選挙を推進する。

(3) 若年層への啓発強化

投票率が低い傾向にある若年層に的を絞った広報を重点的に行うものとする。

3 事業の進め方

(1) 県選挙管理委員会は、県明るい選挙推進協議会及び各関係団体との密接な連携のもとにこの事業を推進するものとする。

(2) 市町村選挙管理委員会は、各関係行政機関、市町村明るい選挙推進協議会、白ばらの会、婦人団体等の関係団体との密接な連携のもとに、地域の特性を活かした事業を推進するものとする。

(3) 明るい選挙推進協議会は、民間団体としての特性を活かし、実効のある実践活動を推進するものとする。

なお、事業の実施に当たっては、新聞、放送等の報道機関と密接な連携をとり、積極的に情報資料の提供を行い、その協力を得て、有権者の関心を高めるものとする。

4 実施事業

(1) 県が行う事業

- ア 横断幕による広告
- イ 懸垂幕による広告（市町村に配付）
- ウ ポスターの配付（市町村に配付）
- エ テレビ・ラジオによる広告
- オ バス・鉄道への広告
- カ 視覚障がい者に対する選挙のお知らせ
- キ 県のホームページの活用
- ク 街頭啓発キャンペーン
- ケ その他

(2) 市町村が行う事業

- ア 懸垂幕による広告（県選管より配付）
- イ ポスターによる広告（県選管より配付）
- ウ 広報車による巡回広報
- エ 有線・無線放送等設備の活用
- オ 市町村が発行する広報紙の活用
- カ 街頭啓発キャンペーン
- キ その他

なお、県では平成23年5月28日（土）に街頭啓発キャンペーンを実施する予定ですが、今回はより啓発効果を高めるため、5月28日（土）及び29日（日）を県内一斉啓発キャンペーンの日とすることとし、各市町村においても当該日にはなるべく啓発活動を行うものとする。

5 事業推進上の注意

- (1) 有権者を強制して投票させるような行為にわたらないこと。
- (2) 広報車等による巡回広報に際しては、候補者の選挙運動等の妨害にならないようにするとともに、学校、病院、その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持すること。

元気再生! フルパワーあおもり



三村申吾

PROFILE

生れ
昭和31年、上北郡百石町
(現おいらせ町)に生まれる学校
八戸高校から、東京大学卒業仕事
文芸の編集者
百石昌子(当時日本一若い
首長)、衆議院議員
平成15年、青森県知事家族
妻/三千代 子供/二男一女

三村申吾選挙事務所

青森市東大野2-4-29 TEL 017-752-6350 FAX 017-762-6635 ●三村申吾ホームページへどうぞ <http://www.gogo-shingo.jp/>みむらしんご
三村申吾

東日本大震災によつて、青森県の経済・社会システムは未曾有の危機を迎えていました。危機の時こそ、政治家に求められるのは「決して」ことない果断な政策実行です。

震災復興・防災あおもり

「私の最大の責務は、県民の生命と財産を守りぬくこと」あります。この思いに立ち、生活再生・産業復興に、そして危機管理体制強化や防潮堤・避難道路など思い切ったハード整備と共に防災のソフト対策にも取り組みます。

教育、人づくりあおもり

「人財をめざすあおもり、未来輝くあおもり」をめざしきめ細やかな教育の推進や、人づくり戦略の先進地・あおもりをめざします。

産業・仕事あおもり

「産業・雇用の元気があおもりの元気の源」との認識のもと、攻めの食産業戦略やさらなる企業誘致・創業・起業地場企業の元気化・新エネルギー開発そして、観光の活力創出にも全力であたります。

安全・安心、健やかあおもり

「安心して生きられる真に豊かなふるさとあおもり」をめざさし、さらに医師を増やすがんと闘う仕組みづくりや健康寿命のアップをはかります。また子どもたちがすくすく育つ勢勢づくりもしっかり進めます。さらに専門家による県独自の原子力安全対策検証委員会を立ち上げます。

行政基盤安定あおもり

財政規律を守り、6つの県民局と市町村の協働で地域活性化を全力で進めます。

今、政治に求められるのは決意と覚悟。三村申吾は、震災からの復興そして青森の元気再生にこれまで以上に全力で取り組みます。

再生青森、復活日本。
がんばろう青森。AOMORI needs
CHANGE

- 財源はあります!
- 県経済再生、雇用拡大の主役は地元中小企業です!
- ①信託保全枠の縮減化と原発保険(保証融資)の拡大
- ②中小企業の競争力強化への支援制度の整備
- ③雇用調整助成金、強力運用による雇用創出
- ④失業率の高い若年就労支援(就職マッチング、技能習得等)を担う産官連携組織の制度化
- ⑤地域医療再生手段の特区構想(医研)の推進により医療を核とした発展を目指す
- ⑥学校耐震化100%を達成

県政刷新 あおもりを変える!
8年間の停滞を打ち破る!

政治はリーダーシップと実行力

やまうち
山内たかし
〔無所属〕民主党・国民新党推薦 (56歳)よしまだ 洋
日本共産党

37歳



原発・防災を見直し、震災復興、いのちと産業・雇用をまもる

希望ある青森県へ3つのチェンジ

原発依存から県民を守る県政へ

原発・技術は「重大事故」をおこす、「未完成で危険をばらんだ技術」は現実をふみえた県政に変えてください。電力会社から独立した原発、核燃をゼロにします。

原発の新增設と再処理工場の運転は中止させます。

太陽光・風力・水力・自然などの自然エネルギー開発を大にすすめ、計画的に原発ゼロへの道を国に求めます。

原発・企業誘致依存が基本の県政では、雇用も地域の

産業もよくならないことは現実が証明しています。

●住宅リフォーム制度を充実し、地元業者の仕事をふやし、3

●百億円の仕事・6百億円の経済効果をめざします。

●公共施設の耐震化、生活環境や除雪対策など生活に密着

●農林漁業は青森県の中心業務TPPに反対し、地産地消の

促進、米穀対策、後継者育成の支援を止めます。

●青森の「自然」・歴史」「温泉」「祭り」を生かし、滞在型や

保養型の観光を含めて、新たな可能性を引き出します。

●1974年生まれ●八戸工業大学卒業●青森県書記長、県民運動責任者●国政選舉に2回出馬

略歴

震災による「復興支援」とともに、福祉を削り負担を押しつけてきた県政から「福祉のネットワーク」を再生します。

被災者の要望にそつて、国とともに全力で支援します。

被災した中小企業・漁業者・農業者への支援をつづめ、営業用料を減らし、特養ホームなど介護基盤整備をすすめ、「待機ゼロ」の安心できる介護をめざします。

医師・看護師の待遇を改善して仕事をしやすい環境をつくるなど、地政課税を再生します。

子どもの医療費無料化、低収入住宅、青年雇用奨励金創設など、若者と子育て世代の生活と雇用不安を解消します。

この政策に、ご感想、ご意見をお寄せください。TEL: 017(722)5221 FAX: 017(722)5224 メール: jcpan@wishes.ocn.ne.jp

この選挙公報は、くじを引いて掲載順序を決定し、候補者から提出された原稿をそのまま写真製版して印刷したものです。

投票日6月5日(日)



投票時間

午前7時～午後8時

ただし、一部の投票所については、投票時間を変更していますので、ご注意ください。



投票の方法

(期日前投票・不在者投票と選挙当日の投票は投票の方法が異なります。)

☆期日前投票・不在者投票の投票方法

投票用紙(白色)には、「候補者の氏名」を記載してください。

※ 候補者の氏名以外の他事(職業、身分、住所又は敬称の類を記載したものを除く。)を記載した場合、その投票が無効となることがありますので、ご注意ください。

☆選挙当日(6月5日)の投票方法

投票日当日の投票は「記号式投票」によって行われます。投票用紙(白色)にあらかじめ候補者の氏名が印刷されていますので、投票者は、投票しようとする候補者の氏名の上の欄に○のスタンプを押すか鉛筆で○を付して投票してください。

○の印やスタンプ台は、各投票所に備え付けられていますので、これを利用してください。

※ ○の記号以外のものが書き込まれたりすると、その投票は無効になりますので、ご注意ください。



期日前投票

(5月20日(金)～6月4日(土)、午前8時30分～午後8時)

投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるなど一定の事由がある方は、あらかじめ、各市町村の選挙管理委員会で期日前投票をすることができます。

詳しい手続きについては、市町村または県の選挙管理委員会にお尋ねください。



県内で住所を移した場合

平成23年2月19日以降に県内の他の市町村から転入してきた有権者の方は、以前お住まいの市町村で投票することになります。

その場合は、現在住んでいる市町村又は以前お住まいの市町村のいずれかから、「引き続き同一の都道府県の区域内に住所を有する」旨の証明書の交付をあらかじめ受けて、投票するときに提示することが必要になります。

詳しい手続きについては、現在お住まいの市町村または県の選挙管理委員会にお尋ねください。

- 投票時間を変更している投票所、期日前投票所とその投票を行うことのできる日時、不在者投票を行うことのできる指定施設等については、青森県選挙管理委員会のホームページ(<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/senkan/>)をご覧ください。